日本一の健康長寿県構想

県民が健やかで心豊かに、支え合いながら生き生きと暮らすために

高知県地域福祉支援計画

～ 新しい支え合いのカタチ 「高知型福祉」の実現 ～

第３章　計画の内容

１．地域福祉の方向性・・・・・・・・・P24

２．具体的な方策・・・・・・・・・・・P27

第３章 計画の内容

１． 地域福祉の方向性

（１） 安全・安心の地域づくりの推進 ～コミュニティ[10]の再生・強化～

人口減少と少子・高齢化が進む中で、誰もが住み慣れた地域で安全に安心して暮らしていくため、

・新たな支え合いによる地域づくり
・安全で安心して暮らせる地域づくり

を推進し、コミュニティの再生・強化に取り組みます。

①新たな支え合いによる地域づくりの推進

本県の中山間地域などでは、地域での支え合いの力が弱まってきているうえ、国の全国一律の福祉制度サービスだけでは必要なサービスが行き届かなくなっています。

そのため、平成 21 年度から、こうした制度サービスのすき間を埋め、こどもから高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず、小規模でありながら必要なサービスを提供でき、触れ合うことのできる小規模多機能支援拠点として「あったかふれあいセンター」の整備を進めています。

「あったかふれあいセンター」では、高齢者や障害者など誰もが集える場としての「集い」を中心にした活動が行われているほか、見守りや訪問活動を行う中で、高齢者の生活課題などに対応した生活支援サービスの提供が行われてきています。

このように、在宅生活を支えるために支援が必要な人へのきめ細やかな対応など、あったかふれあいセンターが、地域の実情やニーズに対応した小規模多機能支援拠点となるよう、福祉サービスの現状や生活課題を明らかにし、支え合いや生活支援サービスの仕組みづくりを、地域の方の参画を得ながら官民協働で進めます。

また、身近な地域で、誰もが触れ合い・交流するとともに、介護予防[11]や健康づくり、生きがいづくりなど、住民主体の活動の面的な広がりと活動の促進を図り、地域ニーズの把握やコミュニティの再生・強化に取り組みます。その際、あったかふれあいセンターなどの小規模多機能支援拠点が、持続可能な活動となるよう地域活動をサポートすることが大切です。

[10]コミュニティ：居住地域を同じくする共同体。地域社会。生産、風俗、習慣などに結び付きがあり、共通の価値観を所有している。

[11]介護予防：介護保険制度において、介護保険サービスの充実と合わせ、可能な限り介護を必要とする状態にならないような健康で生きがいのある自立した生活を送ることを支援する考え方。

②安全で安心して暮らせる地域づくりの推進

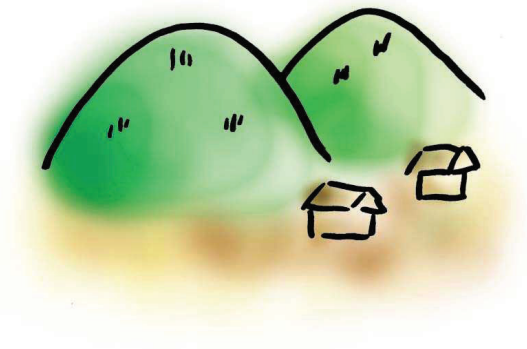
高齢化の進展に伴い、一人暮らしの高齢者が増えてきており、誰にも気づかれずに自宅などで亡くなっている「孤独死」事例が県内でもありますし、認知症の方を地域で見守り、支える活動も求められています。

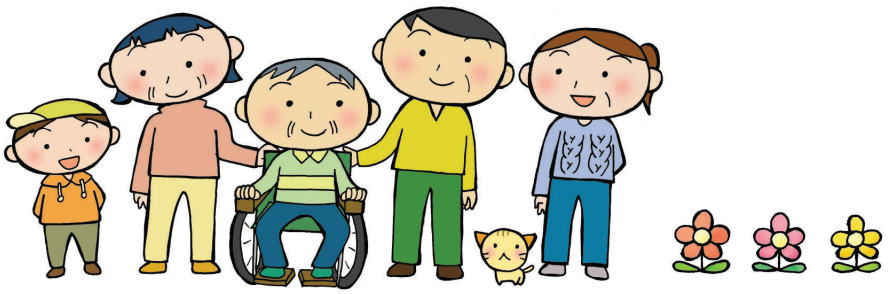
また、社会的な問題となっている児童虐待は、地域で気になるこどもや家庭を早期に発見し、こどもにかかわるすべての関係機関が連携して、早期に適切な対応を行うことが重要です。更に、本県の自殺死亡率は、全国に比べて高い状況にあり、自殺対策が大きな課題です。

そのため、地域で悩みを抱える人に気付き、その人の話を聞き、専門機関へつなぐなどの取組が重要となっています。

このように、地域で支援が必要な人などを早期に発見し、支援するネットワークと、市町村の各分野の相談窓口などが中心となって、介護や医療などの専門機関と地域の関係機関が連携して総合的かつ継続的に支援を行う体制づくり**ー地域包括支援ネットワークシステムー**の整備を進めます。

また、喫緊の課題である南海地震への対応として、自主防災組織の組織率の向上と要援護者の支援の仕組みづくりを進めます。





（２） 安全・安心の基盤づくりの推進 ～多様な福祉サービスの質の向上～

誰もが、住み慣れた地域で必要な福祉サービスを受け、安心して暮らせる地域づくりを進めていくうえで、その基盤となる

・地域福祉を支える担い手の育成

・利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上　　など、

住民の多様なニーズに対応した質の高い福祉サービスを提供できるように取り組みます。

①福祉を支える担い手の育成

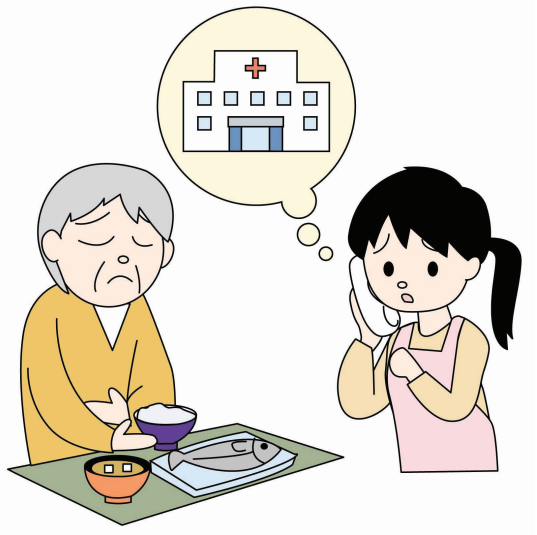
地域福祉を推進していくためには、住民の地域福祉に対する理解を深め、活動に対する気運の高揚を図るとともに、それぞれの個人の特技や経験、更には関心があることなどを地域活動に活かしていただくよう、参加しやすい仕組みや環境づくりを進めます。

また、福祉サービスの質の向上を図るため、福祉の専門職の確保と育成に取り組むとともに、地域福祉の核となる市町村社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会の活動強化に取り組みます。

②利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上

福祉サービスを利用する人が、自分に応じた質の高い福祉サービスを選択でき、利用しやすくしていくことが必要です。

そのため、利用しやすく分かりやすい、また適切できめ細やかな相談支援体制や、誰もが利用しやすい福祉サービスの仕組みづくりを進めます。



2. 具体的な方策

（1） 新たな支え合いによる地域づくりの推進

①小規模多機能支援拠点（あったかふれあいセンターなど）の活動の充実

現状及び課題

○ 本県は全国に先行して人口の減少や高齢化が進んでおり、これまで地域が担ってきた支え合いの力が弱まってきています。特に中山間地域などにおいては、住民力の低下により、集落機能の維持さえも困難になってきているのが現状です。

○ 県民世論調査（H21）でも、55.8%もの人が、地域での支え合いの力が弱まっていると感じていることが分かりました。

○ こういった現状の中で、全国一律の基準で提供される介護や障害の福祉制度サービスは、地域に多様なニーズがありながらも、利用者が少ないために必要なサービスが提供されにくい状況となっています。

○ このため、住み慣れた地域で必要なサービスを受けながら安心して暮らしていけるよう、平成 21 年度から、ふるさと雇用再生特別基金（～H23）を活用し、小規模でありながらも、必要な福祉サービスを提供できる小規模多機能支援拠点としてあったかふれあいセンターの整備を進めてきました。

○ 平成 23 年２月末現在で、30 市町村 39 か所で新たに 113 人を雇用し、活動が行われています。具体的には、集いの場としてのサロン活動を中心に、あったかふれあいセンターへの送迎や外出支援、認知症高齢者やこどもの一時預かり、障害者の就労支援など、地域の実情に合わせて様々な活動が行われています。

○ このように、誰もが利用できる集いの場ができたことで、ニーズの掘り起こしとなり、世代間の交流などによる高齢者の元気づくりや、介護予防、障害者の社会参加につながっています。また、制度サービスのすき間を補完するサービスとしても利用されています。

○ また、集う機能とともに、見守り・声かけ訪問などを行うことで、地域のニーズに対応した生活支援サービスが行われてきており、配食や買物支援などのサービスにつながってきていますが、地域の課題把握やニーズの掘り起こしは、まだまだ十分とは言えない状況です。

○ あったかふれあいセンターが地域課題やニーズに柔軟に対応できる小規模多機能支援拠点として運営していくためには、民生委員・児童委員や老人クラブ、ボランティアなど関係機関の参画による官民協働の運営体制（運営協議会など）が重要ですが、設置されているところは少ない状況にあります。

取組の方向

◎あったかふれあいセンターなどが、地域ニーズや課題に対応した小規模多機能支援拠点としての活動に加え、要援護者の見守り支援や生活課題に対応した支え合いの活動などを行う地域福祉活動を推進する拠点（以下、「地域福祉の拠点」という。）となるよう整備を進めます。

・誰もが利用できる「集う」機能を基本に、地域住民の交流や創作活動、高齢者や障害者などの一時預かり、更には、中山間地域の実情を踏まえ、集いの場への送迎サービスや高齢者などの不安を取り除くための「泊まる」機能など、地域ニーズに応じたサービスを提供。

・訪問・相談活動などを充実強化し、地域の要援護者を早期に発見し、早期に必要な支援やサービスにつなぐなど、要援護者の早期発見、見守り支援ネットワークづくり（地域包括支援ネットワークシステムの構築）などの活動を推進。

・高齢者や障害者などの生活を維持するため、地域の生活課題に対応した新たな支え合いの仕組みづくりと、その活動拠点としての支え合い活動を推進。

◎地域福祉の拠点は、市町村が、生活圏域など地域の実態を踏まえ、一定のエリアを基本単位に整備を進めます。

◎地域福祉の拠点としての活動を展開していくため、地域福祉コーディネーター[12]やスタッフの体制整備と、その育成を進めます。

◎地域福祉の拠点は、住民や関係機関との官民協働の運営体制づくりを進めます。

◎市町村が策定する地域福祉計画と市町村社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画に地域福祉の拠点を位置づけて、地域福祉活動を推進します。

県の具体的施策

◎地域ニーズに応じた生活支援サービスなどを提供できる地域福祉の拠点整備を推進します。

・地域福祉の拠点の運営支援制度の創設に関する国への制度提案を行います。

・地域福祉の拠点の運営に対する財政的支援と、新たな支え合いの仕組みづくりなどについて職員による支援を行います。

・地域福祉の視点をもち、集いの場や訪問活動などから相談支援や地域のニーズ把握、生活課題への対応が行えるよう、高知県社会福祉協議会と連携して、地域福祉コーディネーターとスタッフを育成します。

・地域福祉計画と地域福祉活動計画の策定や実践活動への支援を行います。

[12]地域福祉コーディネーター：地域福祉の拠点を中心に、地域や関係機関のネットワークを構築しながら、地域ニーズや課題に対応した支え合いの仕組みづくりを推進する役割を担う。

数値目標

具体的項目	現状 H22年度	目標 H27年度	担当課
地域福祉の拠点の整備（設置箇所数）	30市町村 （39か所）	サテライトを含めて旧市町村（平成の合併前）単位に1か所以上	地域福祉政策課
地域福祉の拠点の官民協働による運営体制の構築（運営協議会の設置）	—	すべての地域福祉の拠点	地域福祉政策課
地域福祉の拠点の職員体制の整備（地域福祉コーディネーターなどの配置）	—	すべての地域福祉の拠点	地域福祉政策課
地域福祉コーディネーター及びスタッフの育成（段階に応じた研修の実施）	—	年1回以上	地域福祉政策課
地域福祉計画の策定（策定市町村数）	6市町村	34市町村	地域福祉政策課
地域福祉活動計画の策定（策定市町村社協数）	7市町村社協	34市町村社協	地域福祉政策課



●あったかふれあいセンターの整備促進

あったかふれあいセンターの整備状況（設置主体：市町村）

	平成２２年３月末	平成２３年２月末
設置市町村数	２２市町村	３０市町村
設置箇所数	２８か所	３９か所
新規雇用者数	７６人	１１３人

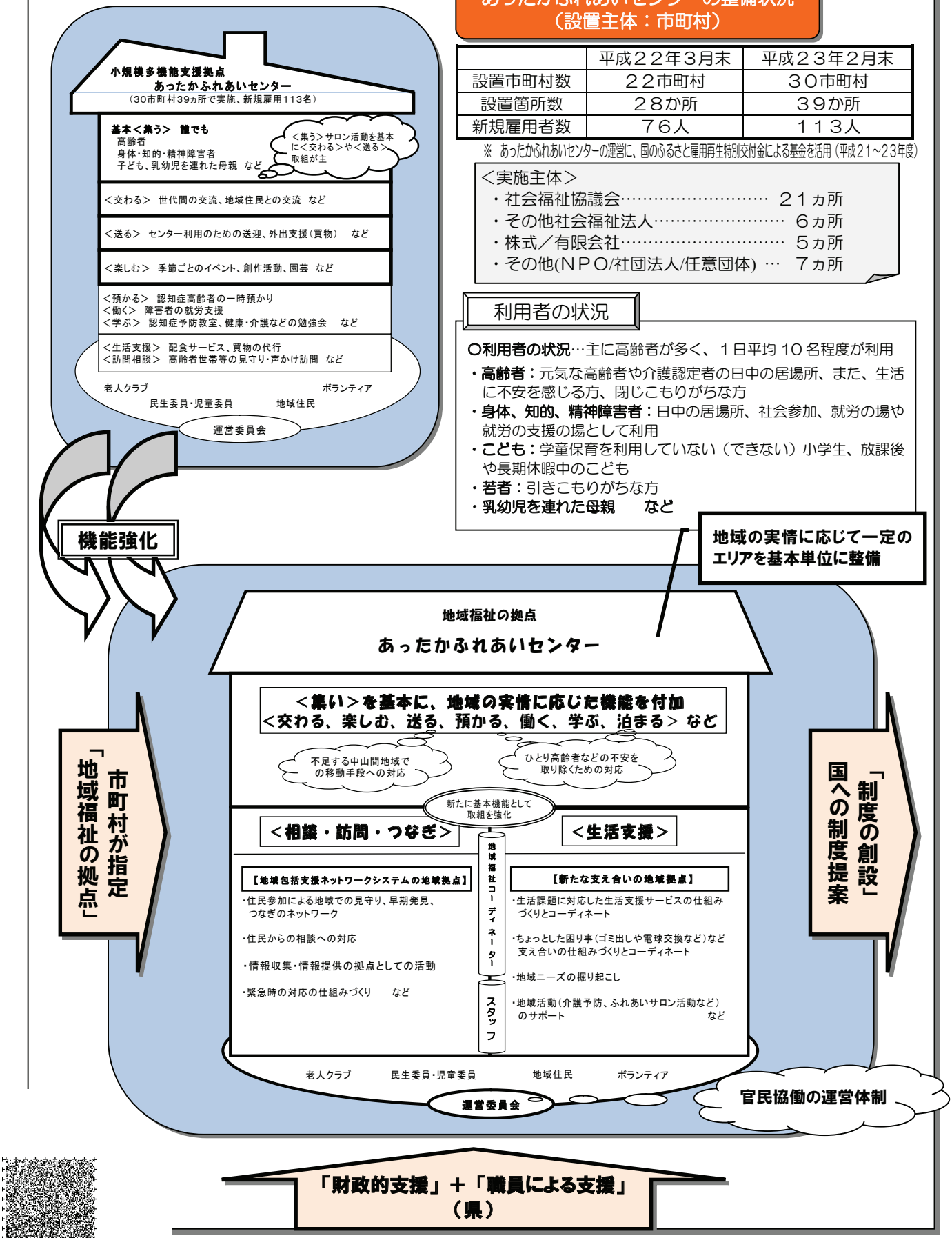
※ あったかふれあいセンターの運営に、国のふるさと雇用再生特別交付金による基金を活用（平成21~23年度）

＜実施主体＞
- 社会福祉協議会…… ２１ヵ所
- その他社会福祉法人…… ６ヵ所
- 株式／有限会社…… ５ヵ所
- その他(ＮＰＯ/社団法人/任意団体) … ７ヵ所

利用者の状況

○利用者の状況…主に高齢者が多く、１日平均 10 名程度が利用

- **高齢者**：元気な高齢者や介護認定者の日中の居場所、また、生活に不安を感じる方、閉じこもりがちな方
- **身体、知的、精神障害者**：日中の居場所、社会参加、就労の場や就労の支援の場として利用
- **こども**：学童保育を利用していない（できない）小学生、放課後や長期休暇中のこども
- **若者**：引きこもりがちな方
- **乳幼児を連れた母親　など**



②地域福祉の拠点における支え合いの仕組みづくりと実践活動

ア　福祉サービスの現状と住民参加による新たな支え合いの仕組みづくり

現状及び課題

○　地域では住民同士の支え合いの力が弱まってきていますが、今後、住み慣れた地域で必要なサービスを受けながら安心して暮らしていくためには、住民参画による新たな支え合いの仕組みづくりが大きな課題となっています。

○　高知県地域福祉支援計画策定に当たり行った県下６か所での意見交換会（以下、「支援計画の意見交換会」という。）では、「身近なところに居場所が欲しい」「買物やゴミ出しが困る」「庭の草刈りや掃除をして欲しい」「食事の準備などちょっとした支援をして欲しい」。また、「交通（移動）の問題」「子育ての支援の場や障害者などの就労の場が欲しい」など、たくさんのご意見をいただきました。

○　これらの課題に対して、住民のマンパワーを活かした生活支援サービスや地域の支え合いで解決できることもあり、「自分たちも住み慣れた地域でずっと暮らしていくためにも支え合いの仕組みを作っていきたい」といった、心強いご意見もいただきました。

○　また、平成２２年１１月に地域支援企画員が実施した、小規模な（２０世帯以下）集落の調査（１１集落）では、

・集落内に商店はなく、移動販売を利用したり、バスで市街地へ買物に行っている。
・県道まで出ないとバスはない。自動車がないと生活が厳しい。タクシー利用も多い。
・急病人が出て、救急車が到着するまでに４０分もかかってしまう。
・新聞は総合版のみで、区長が集落の入口へ取りに行き、各戸へ配布しているケースや、各人が取りに行くケースがあり、非常に不便を感じている。（郵便局が配達する集落があるが、朝刊が着くのが夕方の時間帯）
・携帯電話のつながりにくい場所がある。

など、集落における実態や生活課題も明らかになりました。

○　今後、ますます人口減少、高齢化が進む中で、誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らしていくためには、既存の制度や仕組みによる福祉サービスだけではなく、住民も参加した新たな支え合いと生活支援サービスの仕組みづくりが必要です。

○　また、こうした地域課題やニーズに対応した仕組みづくりを進めていくためには、住民の支え合いの意識の醸成を図ることが重要です。

取組の方向

◎あったかふれあいセンターなど、地域福祉の拠点を中心にして、市町村や関係機関はもとより、地域の方々や民生委員・児童委員、老人クラブなど、官民協働で地域の実情やニーズに応じて、住民のマンパワーを活かしながら新しい支え合いの仕組みづくりを進めます。

◎福祉サービスの現状や地域課題を整理し、住民と共有して、生活課題に対応した生活支援サービスや生活のちょっとした困り事に対応した新たな支え合いの仕組みづくりを進めます。

・地域の現状や課題を住民と共有することによって、支え合いの意識を醸成し、活動に対する理解と協力を得るよう取組を進めます。

イ　推進体制と実践活動、活動の評価

現状及び課題

○　誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らしていくためには、地域福祉の拠点を中心に、官民協働による新たな支え合いの仕組みの実践と、住民参画による推進体制が非常に重要です。

○　また、実践活動を定期的に評価・見直しをしていくことで、より地域の実情やニーズに応じた取組につなげていくことが重要です。（運営委員会など）

取組の方向

◎住民参画による官民協働の推進体制の整備を進めます。

・市町村の地域福祉計画及び地域福祉活動計画の中で、ＰＤＣＡサイクルによる評価や計画の見直しなどを位置づけて、地域のニーズに対応した取組を進めます。

※PDCA サイクルーP（Plan：計画）、D（Do：実行）、C（Check：評価）、A（Act：改善）の４段階を順次行い、螺旋（らせん）を描くように１周ごとにサイクルを向上させて、継続的に業務改善する。

県の具体的施策

◎住民のマンパワーを活かした住民参加の支え合いの仕組みづくりと活動の推進体制の整備などについて、職員による支援を行います。

◎地域福祉コーディネーターや、民生委員・児童委員などの福祉を支える担い手の育成を図るため、高知県社会福祉協議会と連携して研修会を開催します。

数値目標

具体的項目	現状 H２２年度	目標 H２７年度	担当課
地域福祉の拠点の官民協働による運営体制の構築（運営協議会の設置）	―	すべての地域福祉の拠点	地域福祉政策課
新たな支え合いの地域福祉の拠点の整備（生活課題に対応した生活支援サービス、地域ニーズの掘り起こし、地域の支え合いなどの仕組みづくり）	―	すべての地域福祉の拠点	地域福祉政策課

③小地域の福祉活動の推進
ア　ふれあいサロン活動などの普及

現状及び課題

○　小地域の福祉活動としては、地域の集会所などを活用して、市町村社会福祉協議会や地域住民などが主体的に運営する「ふれあいサロン」があります。県内の設置箇所数は、平成 18 年には 694 か所でしたが、平成 21 年には 818 か所と増加しています。

○　あったかふれあいセンターにおいても、13 市町村でサテライト方式により、より住民に身近なところでサロン活動に取り組んでいます。

○　高齢者などが身近で気軽に集えることで、生きがいづくりや地域の交流の場所として、また、ひきこもりの防止などの大きな役割を果たしています。

○　しかし、中山間地域など一部の地域では、サロンの開催場所まで行けなくなったことで利用者が減少したり、サロン運営の担い手がいないことで活動が衰退し、交流の機会が少なくなった地域もあります。支援計画の意見交換会でも、「高齢者の孤独や孤立」「触れ合いが少ない」「集う場所がない」「話す場や人がいない」などのご意見をいただきました。

○　住民が参加しやすく身近なふれあいサロンなどの活動は、触れ合いや交流の場としての役割はもちろんですが、地域コミュニティの再生強化にもつながります。併せて、住民ニーズや生活課題を把握するうえでも重要な役割を担っていることから、ふれあいサロンなどの小地域での集いの場づくりと、その活動が継続される仕組みづくりが必要です。

取組の方向

◎あったかふれあいセンターなどの地域福祉の拠点の整備に合わせて、そのサテライト機能を、住民が身近な場所で集える場として整備していきます。

・地域のニーズに応じて、小地域での集いの場づくりを進めます。

・地域福祉の拠点が、住民主体で行っているサロンなどの活動のサポートや、交流の場づくりを行うことで、活動の活性化や継続的な活動につなげるとともに、担い手の育成を進めます。

イ　住民主体の介護予防の推進

現状及び課題

○　日本一の健康長寿県構想を進めていくうえで、高齢者の介護予防の取組は非常に重要です。

○　小地域でのサロン活動などは、住民主体で介護予防や健康づくりに取り組む拠点として非常に有効です。

○　また、そのような取組をお世話役のボランティアの方などが支援することによって、相互のつながりができ、声かけや誘い合いといった支え合いの活動のきっかけづくりとしても期待できます。

○　県内では、高知市をはじめ、各地域で１００歳体操などの介護予防や健康づくりの取組が行われていますが、一方で、地域の担い手不足や、高齢化で、介護予防などの取組が展開できていないところもあります。

○　県では、本年度から、住民主体の介護予防の取組を進めるため、地域リーダーを育成するとともに、高齢者が取り組みやすい運動方法などを取りまとめた介護予防手帳を作成配布することにしています。今後、介護予防手帳を活用して地域福祉の拠点や地域リーダーなどと連携して住民主体の介護予防の取組を進めていくことが必要です。

取組の方向

◎介護予防や健康づくりに取り組む住民の意識の啓発と醸成を図ります。

◎介護予防の地域リーダーを育成するとともに、介護予防手帳などを活用して、住民主体の介護予防の取組を進めます。

県の具体的施策

◎地域福祉の視点を持って、集いの場や訪問活動などから相談支援や地域のニーズ把握、生活課題への対応が行えるよう、高知県社会福祉協議会と連携して研修を行うことで、地域福祉コーディネーターなどを育成します。

◎市町村や高知県社会福祉協議会などと連携し、県民に対してサロンなどの活動状況を広報することで、サロン活動などの普及に取り組みます。

◎あったかふれあいセンターなどの地域福祉の拠点が、小地域の活動をサポートするとともに、活動の交流の場を設け、継続的な取組となるよう支援します。

◎地域リーダーの育成とリーダーを中心とした地域の介護予防や健康づくりの仕組みづくりを行う市町村を支援します。

◎高知県版介護予防手帳を作成し、健康に関する情報や介護予防の必要性、取組方法などを広く普及します。

数値目標

具体的項目	現状 H22年度	目標 H27年度	担当課
介護予防に関する地域リーダーの育成 （育成保険者数）	2保険者	30保険者	高齢者福祉課
介護予防手帳の活用（活用保険者数）	3保険者	30保険者	高齢者福祉課



（2） 安全で安心して暮らせる地域づくりの推進

①地域包括支援ネットワークシステムの構築
ア　市町村における各分野の相談窓口の機能強化

現状及び課題

○　市町村では、高齢者や障害者、児童、ひきこもり状態にある方やその家族、住民の方々などから、保健や医療、介護、福祉サービスをはじめ、日常生活での困り事や気にかかることなど、各分野の相談に対してそれぞれの窓口が対応しています。

＜高齢者に関すること＞

○　高齢者に関する相談窓口である地域包括支援センター[13]では、要介護認定者などの状況が十分に把握できていないところがあり、支援が必要な高齢者に必要なサービスを提供するため、居宅介護支援事業所[14]の介護支援専門員[15]や民生委員・児童委員などと連携して実態把握を行うことが必要です。

○　また、要介護認定者などの在宅生活を支えていくためには、介護サービスだけでなく日常生活の支援や家族への相談活動、緊急時の対応などについて、地域福祉の拠点や市町村社会福祉協議会、民生委員・児童委員、関係機関等と連携して取り組むことが必要です。

○　併せて、保健や医療、介護などの多職種、多機関との十分な連携を図るとともに、多様なニーズに対応していくためには、地域包括支援センターの職員の専門性を高めることが必要です。

＜障害者に関すること＞

○　障害者の相談窓口である市町村では、専任の職員を配置することが難しく、また、個々のニーズへのきめ細やかな対応が必要なことや専門性の高い分野でもあるため、専門の相談員のいる民間の相談支援事業所に委託することが可能ですが、本県は委託率が全国と比べて低く、十分な支援体制が構築できていない状況にあります。

○　また、地域での生活を支えていくためには、障害福祉サービスだけでなく、日常生活の支援や地域との交流、緊急時の対応などについて、あったかふれあいセンターなどの地域福祉の拠点や市町村社会福祉協議会、地域の医療機関などと連携して取り組むことが必要です。

---

[13]地域包括支援センター：介護保険制度の見直しの中で、今後新たに、地域の総合的なマネジメントを担う中核機関。地域支援の総合相談、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメントの支援などの機能を持つ。

[14]居宅介護支援事業所：居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービス（指定居宅サービスなど）を適切に利用できるように、要介護者とサービス提供事業者や行政との調整を行う事業所。

[15]介護支援専門員：介護保険制度において、居宅介護支援事業者（ケアプラン作成機関）に配置され、要介護認定を受けた利用者に合わせた福祉サービスを組み合わせ、介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、事業者、施設などとの連絡調整（ケアマネジメント）を担当する専門職人材。

＜児童に関すること＞

○　平成１７年度から市町村が児童家庭相談の第一義的な窓口ですが、すべてのこどもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮するためには、各市町村において相談援助活動が適切に実施されることが必要です。しかし、市町村においては、職員の人事異動などにより相談対応におけるノウハウが蓄積されないことや、専門職員の確保が難しい状況にあるため、職員の専門性を高めることや、専門性が確保される組織づくりが必要です。

＜悩みを抱える方やひきこもり状態にある方に関すること＞

○　悩みを抱える方やひきこもり状態にある方、その家族、地域からの相談については、主に保健福祉の担当部署の保健師などが他業務を兼務しながら対応している状況ですが、自殺やひきこもりに至る背景や要因は様々であることから、関係機関とのネットワークの構築と合わせて、相談対応のスキルアップ[16]を図ることが必要です。

○　このような各分野の相談窓口が適切に対応していくためには、職員の専門性を高めていくとともに、あったかふれあいセンターなどの地域福祉の拠点や専門機関などとの定期的な情報共有や小地域ケア会議などを通じて機能強化を図る取組が必要です。

○　今後は、地域包括支援ネットワークシステムとして、それぞれの相談窓口が発揮する専門的視点や相談機能を活かし、お互いが連携した相談体制を作ることで、多様なニーズに柔軟に対応し、必要なサービスや支援につなげていく仕組みづくりが重要です。

取組の方向

◎高齢者や障害者の実態把握、ニーズ調査などを行い、必要なサービスへつなぐ取組などを進めます。

◎住民の相談に適切に対応するため、市町村の各分野の相談窓口の専門性の向上と機能強化を図るため、研修や専門機関からのアドバイス、先進事例の検討、情報交換会などの取組を進めます。

◎地域住民のニーズを早期発見、早期対応していくため、地域包括支援ネットワークシステムの構築を進めるとともに、その活動内容を評価し、改善する仕組みも導入します。

◎市町村の保健福祉担当、地域包括支援センターや社会福祉協議会の職員など、地域にかかわる多様な専門職が、共通の視点を持って地域支援を行うための研修（地域支援ワーカー[17]研修）を実施し、各地域での専門職間の連携を進めます。

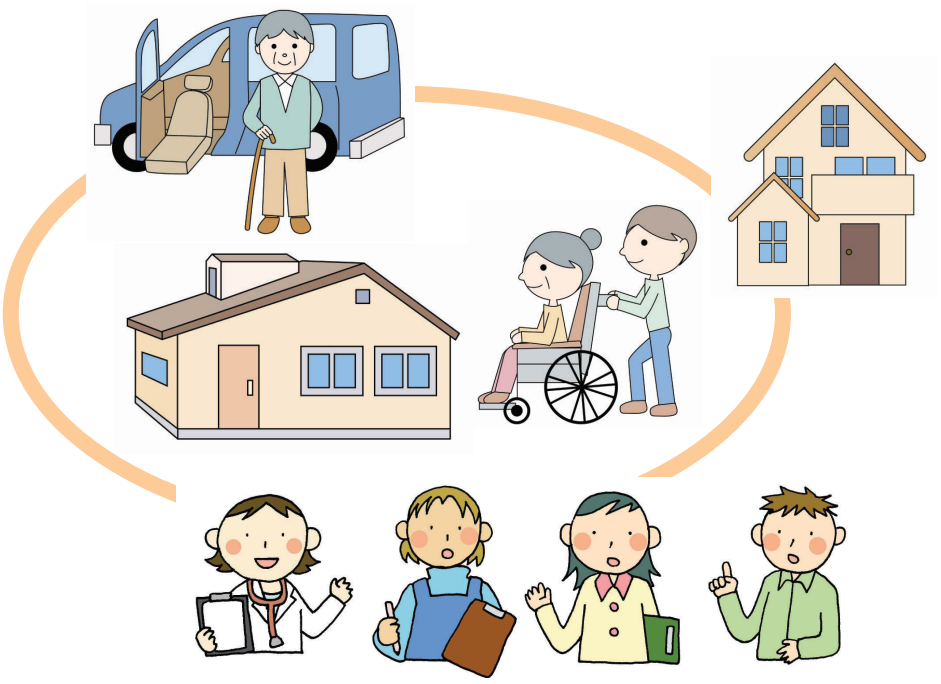
[16]スキルアップ：技術や能力を向上させること。「スキル」は、訓練して身につけた技能。

[17]地域支援ワーカー：高齢者や障害者などのニーズや地域の課題などに対応するため、当事者を中心とした支援のネットワークづくりや、地域課題などに住民が主体的に取り組むことを支援する専門職。（保健師、看護師、ケアマネジャー、地域福祉コーディネーター、社会福祉協議会職員、地域包括支援センター職員など）

◎各分野の相談窓口が専門的視点や相談機能を活かし、地域包括支援ネットワークシステムとして、連携した相談体制を構築することで、個々にとらえたニーズを総合的にアセスメント[18]し、必要とするサービスや支援につなげる仕組みを作っていきます。
◎小規模市町村などでは、各分野ごとの相談窓口の機能強化が難しいところがあり、福祉分野の相談窓口の一本化や広域での取組など、その体制について話し合いの場を持ちます。

県の具体的施策

◎市町村の各分野の相談窓口の機能強化と専門性を高めるため、研修や先進事例の学習、専門家の助言・指導などの取組を進めます。
◎市町村が、地域包括支援ネットワークシステムを効率的、効果的に導入するため、関係職員で構成する研究会を立ち上げ、活動評価の仕組みを検討し、活動評価シートを作成するなど、市町村を支援します。
◎地域包括支援ネットワークシステムの専門機関のネットワーク会議（地域包括ケア会議など）を整備するために、関係者への説明会や周知、協力依頼を行います。
◎小規模市町村の各分野の相談窓口に関して、その機能強化のための体制づくりについて、職員による支援を行います。



[18]アセスメント：「評価」「査定」「事前評価」などの意味。対象が周囲に及ぼす影響の評価をすること。

イ　保健・医療・介護・福祉などの連携による地域包括支援ネットワークシステムの構築

（地域包括支援ネットワークシステムとは）

○　地域包括支援ネットワークシステムとは、小地域の中で要援護者のニーズを発見し、市町村はもとより、保健、医療、介護、福祉の専門機関や地域住民など、地域全体が的確に支援する取組を一貫して進めていく仕組みです。このことによって、誰もが住み慣れた地域で、その人らしい生活の実現を目指すものです。

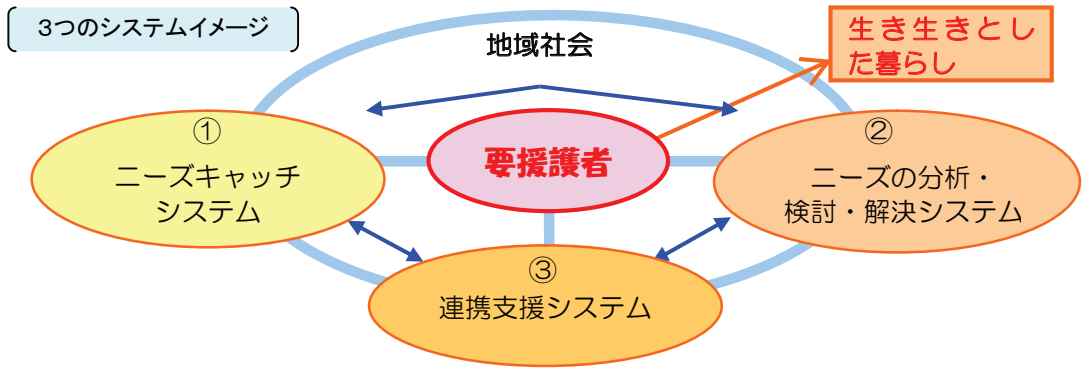
○　地域包括支援ネットワークシステムは、大きくは次の３つの仕組みで構成されます。

①　ニーズの潜在化を防ぎ、的確かつ早期にニーズを発見するための訪問活動や見守り活動、連絡・通報の仕組み（ニーズキャッチシステム）

②　発見されたニーズについて、その解決方法を様々な人の視点から検討・分析し、解決方法を明確にしていく仕組み（ニーズの分析・検討・解決システム）

③　明確にされた解決方法を、インフォーマル、フォーマルの様々な人や団体などが連携し、取り組んでいく仕組み（連携支援システム）

○　地域包括支援ネットワークシステムは、この３つのシステムを地域の中で、要援護者のニーズに対応するため、「地域における様々なサービスを地域住民のニーズの状態や変化に応じて、適切に、切れ目なく、かつ包括的に提供」できるようにし、住み慣れた地域で安心かつその人らしい「生き生きとした暮らし」を実現していく仕組みです。



○　住み慣れた地域で、誰もが安全で安心して暮らせる地域づくりを進めていくうえで、支援を必要とする高齢者や障害者、児童、悩みを抱える人やひきこもりの人などを早期に発見し、早期に対応するとともに、的確な支援を地域全体で行うためには、「地域包括支援ネットワークシステム」による取組が不可欠です。

○　また、このほかにも、地域で暮らしている外国人の方などが、地域で安心して暮らしていけるように支援を行うことが必要です。

（ア）支援を要する高齢者に対する保健・医療・介護・福祉の連携体制

高齢化がますます進むことに伴い、要援護者の増加が見込まれる中で、高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続させるためには、介護サービスをはじめ、地域における様々なサービスが高齢者の変化に応じ、適切に、切れ目なく、かつ包括的に提供されることが必要です。

【①ニーズキャッチシステム】

現状・課題

○　地域包括支援センターでは、独居高齢者の増加や地域のつながりの希薄さ、また、プライバシー保護の意識が高まる中で、高齢者に関するニーズや課題についての情報が把握しにくい状況にあります。

○　地域の見守り活動は、民生委員・児童委員などが中心となって見守り台帳などをもとに行っていますが、地域包括支援センターが見守りにより得られた情報を集約したり、ニーズを把握したりする仕組みが十分ではない状況です。

○　現在、地域のサロン活動やあったかふれあいセンターの利用者の多くが高齢者であり、利用者を通して地域の生活課題など様々な高齢者のニーズが見えてきており、具体的な生活支援の取組につながっている事例も出てきています。

○　そのため、民生委員・児童委員や地域住民による見守り活動と、あったかふれあいセンターや地域の集い活動の中で把握した地域のニーズを、地域包括支援センターにつなげていく仕組みを構築することが必要です。

○　また、サロン活動や、あったかふれあいセンターなどに参加していない高齢者の中には、支援が必要な方が潜在化している可能性もあり、そのような方の状況を適切に把握して見守りの活動などを行う必要があります。

対応の方向性

◎市町村が実施する、第５期介護保険事業計画策定のための、日常生活圏域ニーズ調査などを活用し、高齢者の実態とニーズの把握を進めます。

◎地域の見守り活動やサロン活動、また、地域福祉の拠点の活動などで集まった情報を、地域包括支援センターが共有し、ニーズの把握につながる仕組みづくりを進めます。

◎地域包括支援センターが行っている「地域ケア会議」で検討した個別の事例などから、地域のニーズの把握につながるよう、地域包括支援センターの専門性の向上を図っていきます。

◎把握した情報をもとに、支援が必要な方の台帳整備を進めます。

【②ニーズの分析・検討・解決システム、③連携支援システム】

現状・課題

○　地域包括支援センターで行っている地域ケア会議[19]は、困難事例など個別のケース検討や関係機関との連絡会などにとどまっているところがあります。

○　個別の事例から集約された地域の課題に対して、保健や医療、介護の関係者だけでなく、あったかふれあいセンターなどの地域福祉コーディネーターや民生委員・児童委員などにも参加していただき、地域全体で支援が必要な方をサポートする体制づくりなどを検討していく場づくりが必要です。

○　また、要介護認定を受けていない高齢者も含め、高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を続けるためには、制度サービスに加え、配食、買物サービス、緊急通報といった生活支援の様々なサービスが提供され、高齢者の身体や家庭環境などの変化に応じ、適切に切れ目なく、かつ包括的に提供される仕組みづくりが必要です。

○　あったかふれあいセンターの取組が進む中で、高齢者の生活実態や生活支援のニーズが把握しやすくなり、ちょっとした困り事など、生活支援のニーズにも対応した取組が行われてきています。

○　地域包括支援センターとしては、こうした活動が地域の課題解決につながるよう、あったかふれあいセンターなどと協力して、新たな支え合いの仕組みづくりを行い、きめ細やかな支援を行うことが必要です。

○　更に、高齢化が進む中で、認知症高齢者の増加とともに、高齢者虐待の件数も増えており、専門機関との連携による高齢者の権利擁護[20]の取組が必要です。

対応の方向性

◎市町村が中心となり第５期介護保険事業計画策定において把握した地域のニーズに対して、必要な制度サービスと配食、買物サービスなどの生活支援の様々なサービスの提供方法を検討します。

◎支援が必要な方にサービスが提供できるよう、地域包括支援センターのケアマネジメント機能[21]の向上を図ります。

◎地域包括支援センターが中心となり、個別のケースや地域のニーズを分析して必要なサービスを検討することにより、地域の課題解決に向けた仕組みづくりができるよう、保健や医療、介護の関係者と、地域福祉コーディネーターや民生委員・児童委員、地域住民などによる小地域ケア会議などの協議の場づくりを行います。その際、個人情報保護に関する

[19]地域ケア会議：高齢者、障害者など地域の総合的なサービス調整を行うことを目的に、平成12年度に設置された制度。全住民を対象とした情報提供、総合相談なども行う。

[20]権利擁護：人間としての権利を保障することで、高齢者や障害者など「弱い立場」にある人々の人権侵害（財産侵害や虐待など）が起きないようにすることや、自己の権利やニーズを表明することが困難な人に代わり援助者が代理として権利やニーズ表明（代弁）を行うこと。

[21]ケアマネジメント機能：支援の必要な方などが、できる限り自分らしく自立した生活を送るために、その方への支援計画を作成するとともに、関係機関などとの連絡を行うなど、その計画に基づく必要な支援が切れ目なく行われるよう調整する機能のこと。

条例に則った対応が必要であるとともに、地域課題やケースの内容によっては、構成メンバーを検討することも必要です。

◎高齢者の権利擁護について、弁護士会や司法書士会などの関係団体と連携を図って取組を進めます。

県の具体的施策

◎市町村が第５期介護保険事業計画策定に向けて実施する実態把握調査を活用し、住民のニーズ把握ができるよう、調査の実施方法や調査結果の分析への助言など、職員による支援を行います。

◎調査などで把握した情報を基に、支援が必要な方の台帳整備ができるよう、台帳の内容や作成手順への助言や情報提供など、職員による支援を行います。

◎老人クラブ活動における友愛訪問や見守り活動を、要援護者の早期発見につなげるために、県老人クラブ連合会が実施する地域支え合い事業における訪問活動などの取組が、県内すべての市町村に拡大できるよう事業への財政的支援を行います。また、取組の中で地域包括支援センターと連携できるよう助言など、職員による支援を行います。

◎地域住民及び商店や銀行などの従業者による認知症の方への見守り意識を高めるため、認知症サポーター養成講座などを開催するとともに、市町村の開催する講座への助言や情報提供など職員による支援を行います。

◎介護保険の保険者である市町村が、第５期介護保険事業計画策定に当たり、施設など介護サービス基盤の整備に加えて、地域のニーズ把握に基づく生活支援サービスの提供など地域の支え合いの仕組みづくりの検討が行えるよう、地域福祉計画策定と併せて、職員による支援を行います。

◎地域包括支援センターが地域包括支援ネットワークシステムの中核機関として

・日ごろの地域福祉活動から得られる情報を集約し、ニーズを把握できるよう、関係機関と定期的な情報共有の場づくりを行う
・個別の事例から、地域全体の課題やニーズを把握する
・把握したニーズを分析、検討し、介護サービスなどの担当者、地域住民、医療機関など、多職種によるチームケアにより、総合的な支援を提供する
・地域のニーズを踏まえた新しいサービスや制度を検討する

といった機能を果たせるよう、具体的なケース検討のプロセスの実践を通じて、活動の課題と解決方法を学ぶ実践研修を実施します。

◎地域包括支援センター職員の専門性を高めることができるよう、段階に応じた体系的な研修の実施について検討し、評価を行いながら、人材育成を進めます。

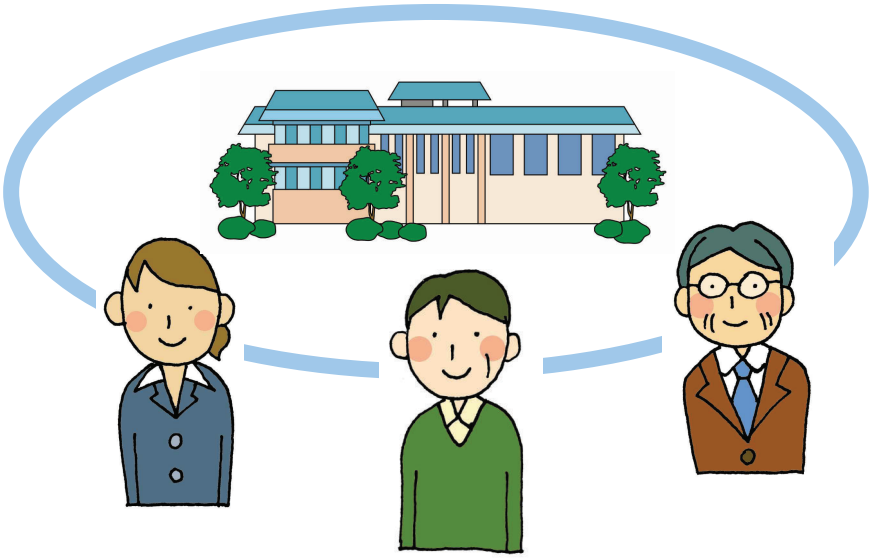
県の具体的施策

◎地域包括支援センターが高齢者の総合相談支援業務や継続的・包括的ケアマネジメント業務の拡充を図れるよう、介護予防給付関連業務の簡素化のためのマニュアルの普及を行います。

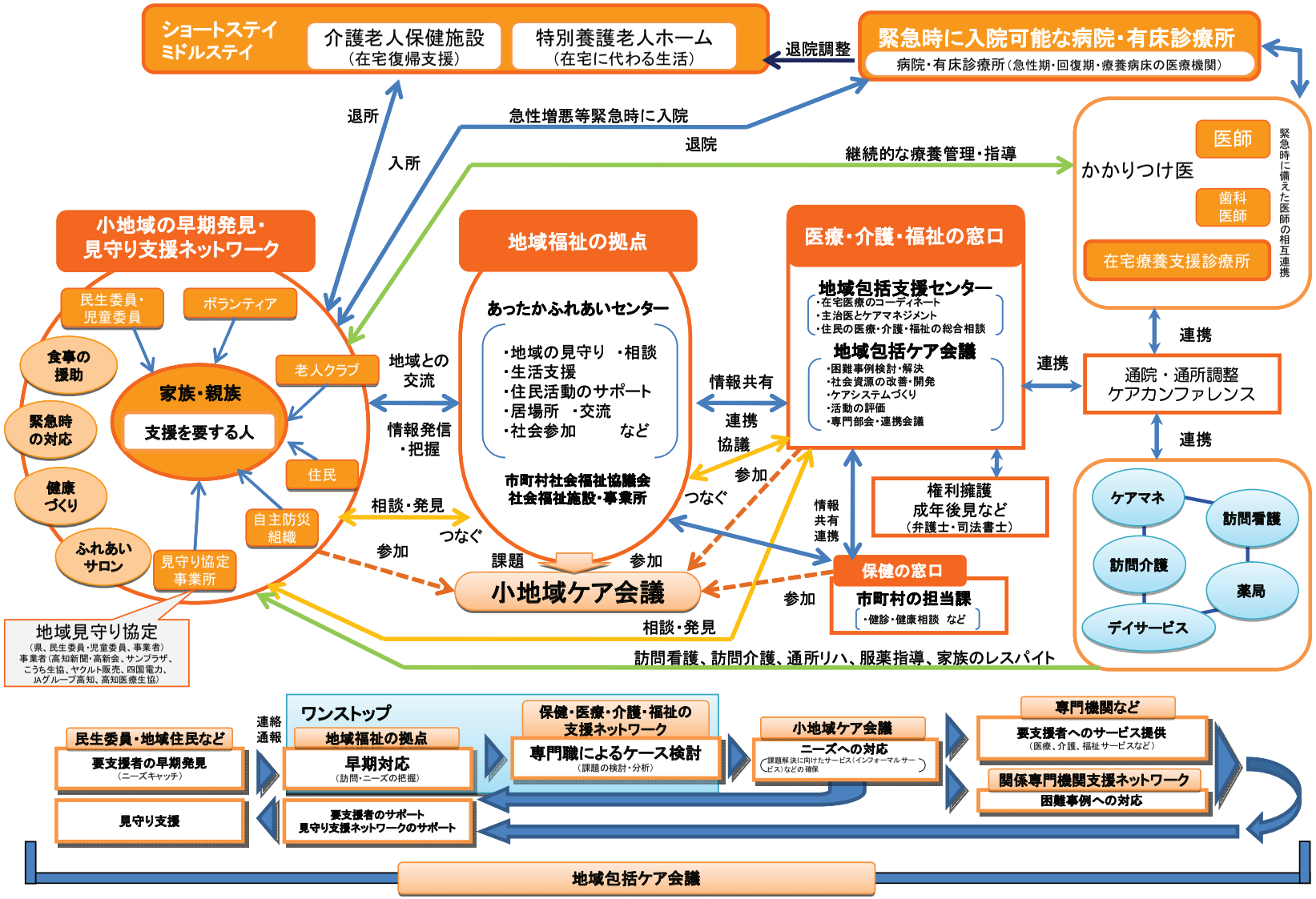
◎高齢者の虐待防止などの権利擁護について、地域包括支援センターと弁護士や司法書士、警察などの関係機関が連携した体制の整備について、職員による支援を行います。

数値目標

具体的項目	現状 H22年度	目標 H27年度	担当課
＜高齢者＞地域包括支援ネットワークシステムの構築（要支援者のニーズ把握、専門機関のネットワーク、相談窓口の体制、活動の評価などの仕組みづくりと活動を開始した市町村数）	―	３４市町村	高齢者福祉課 地域福祉政策課
地域包括支援センター職員のスキルアップ（段階に応じた研修の実施）	年２回	年３回以上	高齢者福祉課
認知症サポーターの育成（育成サポーター数）	１０，２２５人	２０，０００人	高齢者福祉課



保健・医療・介護・福祉の連携体制 －地域包括支援ネットワークシステム－ （高齢者の例）



（イ）支援を要する障害者に係る保健･医療･介護･福祉･教育の連携体制

65 歳未満の障害者手帳所持者のうち、相談支援事業及び障害福祉サービスの利用者は約26%にとどまっており、地域の障害者の多くの方が相談やサービスにつながっていない状況にあります。

障害者やその家族の方が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、自立のための支援や必要なサービスが利用できる地域での体制づくりが必要です。

【①ニーズキャッチシステム】

現状・課題

○　民生委員・児童委員や障害者相談員など、障害者の身近な地域で相談や支援を行っている方の協力により、地域での見守り活動は行われていますが、支援者同士の顔つなぎが十分できていないところがあります。

○　障害の特性から、関係機関への情報提供に同意が得られないことで、関係機関との情報共有が難しい場合がありますし、自宅にひきこもり、福祉サービスの利用に結び付いていない方のニーズが十分把握できていない状況にあります。

対応の方向性

◎障害者の実態調査やニーズ調査などを行い、必要なサービスへつなぐ取組を進めます。

◎相談支援事業所や「あったかふれあいセンター」などの地域福祉の拠点において、民生委員や障害者相談員、市町村社会福祉協議会などの地域の関係者による障害者の見守りやサポート体制の仕組みづくりを進めます。

【②ニーズの分析・検討・解決システム、③連携支援システム】

現状・課題

○　地域での自立した生活を支援するため、市町村や相談支援事業所が中心となり、障害者の個々のニーズに応じた支援策を検討しますが、相談支援事業を市町村が直接行っているところでは、担当の保健師などが他業務と兼任となっているなど、十分な支援体制が構築できていないところがあります。

○　また、利用者の個々のニーズに応じた、きめ細やかな支援を行うためには、相談支援事業所の相談支援専門員のスキルアップが必要です。

○　保健、医療、介護、福祉、教育などの関係機関が集まり、地域のニーズを把握・集約し、必要なサービスの確保策や困難ケースの支援策などを協議する地域自立支援協議会[22]を設置している市町村は３０市町村ありますが、地域の現状、課題などの情報共有や社会資源の開発・改善を行うためには、全市町村で協議会が設置されることが必要です。

○　地域によっては、地域のニーズ把握・集約ができていないため、地域自立支援協議会の機能が十分に活かされていない状況があります。

[22]地域自立支援協議会：障害者自立支援法の中で障害のある人も、ない人もともに暮らせる地域をつくるため、障害福祉に係る関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うための会議。

対応の方向性

◎専任の相談支援専門員が配置された相談支援事業所へ相談支援事業の委託を推進するとともに、相談支援専門員のケアマネジメント力の向上に努めます。
◎地域自立支援協議会が全市町村に設置されるよう、市町村と連携した取組を進めます。
◎全市町村で地域自立支援協議会が核となって、地域のニーズを把握・集約し、必要なサービスの確保策や相談支援事業でかかわっている困難ケースの支援策などを協議し、支援体制の充実・強化を進めます。併せて、市町村が、個々の事例の検討を通じて把握した課題を地域自立支援協議会で検討するため、保健・医療・介護・福祉・教育の関係者と地域福祉コーディネーターや民生委員・児童委員、地域住民などによる小地域ケア会議など協議の場づくりを進めます。その際、個人情報保護に関する条例に則った対応が必要であるとともに、地域課題やケースの内容によっては、構成メンバーを検討することも必要です。

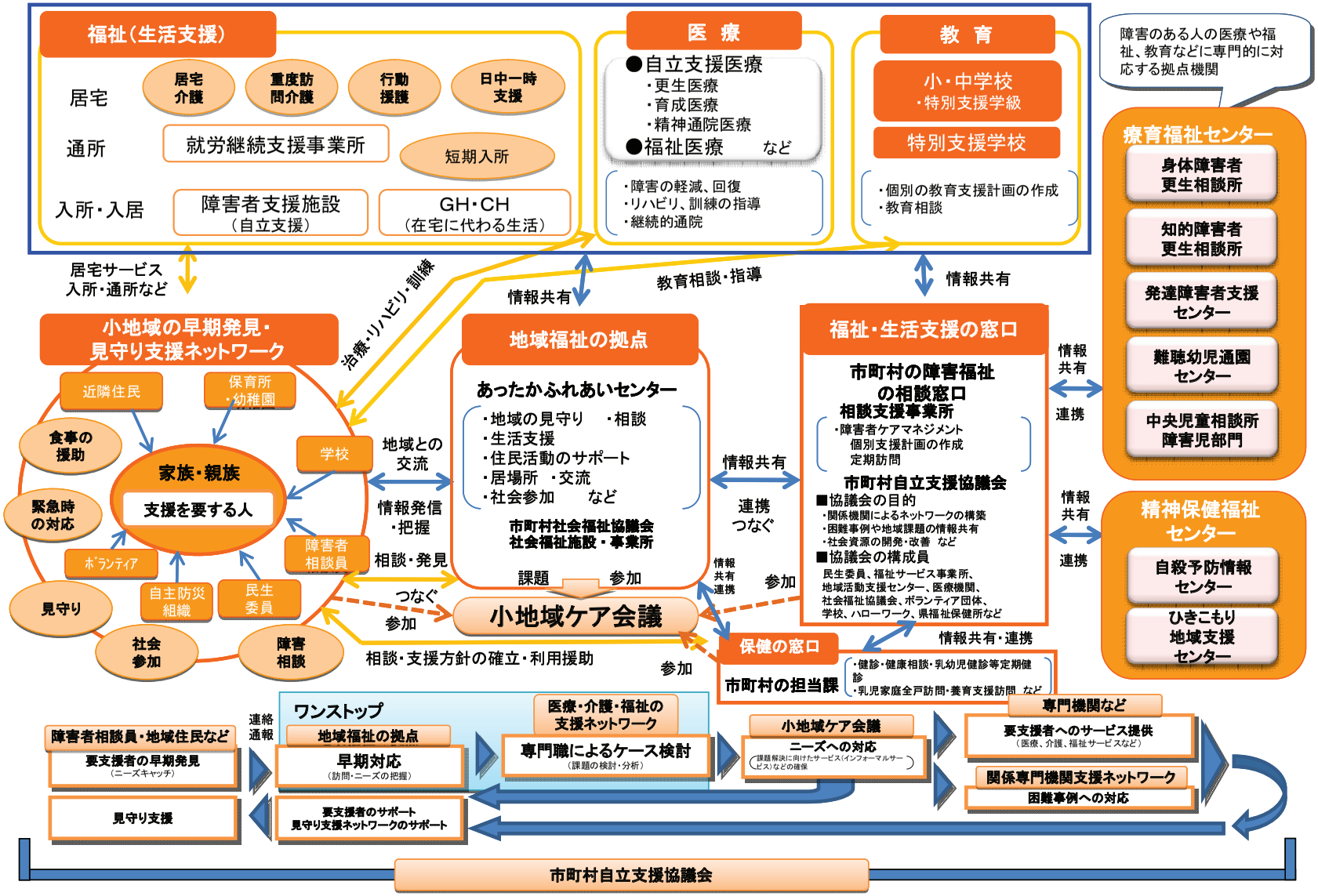
県の具体的施策

◎サービスの利用に結び付いていない障害者の家庭を訪問し、ニーズ調査などを行う市町村に対して、財政的支援を行います。
◎市町村や相談支援事業所をはじめ、民生委員・児童委員、障害者相談員、市町村社会福祉協議会など、地域の相談支援関係者を対象とした、障害者の状況把握の方法や支援方法の検討などを行う連絡会議や研修会、個別の支援会議の開催について、職員による支援を行います。
◎「あったかふれあいセンター」などの地域福祉の拠点による見守り活動や交流の場など、身近な地域におけるサポート体制の構築に向けて、職員による支援を行います。
◎相談支援事業所を確保するとともに、相談支援事業を委託する町村に対して、財政的支援を行います。
◎相談支援従事者研修やスキルアップ研修を実施し、相談支援専門員の育成やスキルアップを図ります。
◎障害者のニーズの把握方法や会議の持ち方など地域自立支援協議会の立ち上げ、運営などに関する助言を行う特別アドバイザーを市町村に派遣し、地域自立支援協議会の設置の推進と機能発揮に向けた支援を行います。

数値目標

具体的項目	現状 H22年度	目標 H27年度	担当課
＜障害者＞地域包括支援ネットワークシステムの構築（要支援者のニーズ把握、専門機関のネットワーク、相談窓口の体制、活動の評価などの仕組みづくりと活動を開始した市町村数）	―	34市町村	障害保健福祉課 地域福祉政策課
地域自立支援協議会の設置（設置市町村数）	30市町村	34市町村	障害保健福祉課

保健・医療・介護・福祉・教育の連携体制 －地域包括支援ネットワークシステム－ （障害者の例）



（ウ）支援を要する児童に対する保健・医療・福祉・教育の連携体制

本県の児童相談所が受け付けた相談のうち、児童虐待と認定し対応した件数は、右肩上がりで推移し、平成２０年度には過去最高の件数となっています。平成２１年度の件数は、前年度を少し下回ったものの、こどもが減少する中、依然として高止まり傾向にあります。

社会的な課題であり、深刻な状況にある児童虐待に適切に対応していくためには、要保護児童や要支援児童などを地域で早期に発見し、早期に支援する体制づくりが必要です。

【①ニーズキャッチシステム】

現状・課題

○　核家族化により、育児について相談ができる者や育児を手伝ってくれる者が身近にいなくなったことで、育児負担の増加とストレスにつながるなど、厳しい育児環境に置かれている親がいます。

○　地域のつながりの希薄化から、近隣家庭への関心も薄く、家庭環境なども分からないという状況があり、その傾向は、特に、都市部では顕著であるため、地域の中で気になるこどもの把握が難しい状況にあります。

○　市町村においては、要保護児童などの早期発見と適切な支援を行うために、民生委員・児童委員や学校などの関係機関が情報共有し、支援内容を協議する、要保護児童対策地域協議会（こどもを見守る地域ネットワーク）を設置しています。要保護児童対策地域協議会では、関係機関が必要な情報の交換を行うことで、要保護児童などへの早期対応やより良い支援などにつなげることができますが、対象地域が広い場合や、人口が多い場合などは、必要な情報の把握が難しくなります。そのため、人口の多い市町村では、小地域（中学校区などの身近な地域）で関係機関が連携して、要保護児童などの早期発見と早期対応ができる仕組みが必要な状況にあります。

○　地域住民の方々が、虐待を受けたと思われる児童など、気になる児童や家庭の情報について、直接あるいは民生委員・児童委員を通じて市町村や福祉保健所又は児童相談所に躊躇することなく伝えることが、要保護児童などの早期発見と早期対応を行ううえで重要ですが、そのための広報・啓発が十分とは言えない状況にあります。

○　市町村においては、健診などで要保護児童などを早期に発見することが大事ですが、保健部署と福祉部署との連携が十分とは言えない状況にあります。

対応の方向性

◎地域福祉の拠点を中心に小地域（中学校区などの身近な地域）を単位として、こどもにかかわる機関が連携し、情報の共有などを行い、それぞれの活動に活かすとともに、状況の変化など新たな情報を行政などにつないでいくことで、早期発見と早期対応を行う「地域支援者会議」の取組を、人口の多い市町村などで進めます。

地域支援者会議は、要保護児童対策地域協議会の内部組織として位置づけて取り組むこととします。

◎市町村において妊娠期や乳幼児健診時に妊婦や乳児などのリスク評価を徹底し、リスクを抱えるケースは福祉部署に確実につなげていくなど、保健と福祉の両部署が連携して切れ目のない支援をしていくための体制づくりを進めます。
◎要保護児童や要支援児童などを早期に発見するため、児童虐待などの気になる児童や家庭の情報を、躊躇することなく市町村や児童相談所などへ連絡していただくため、県民の方に対し広報と啓発を行います。

【②ニーズの分析・検討・解決システム、③連携支援システム】

現状・課題

○　個別ケースのニーズの分析・検討・解決方法は、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議において、関係機関がそれぞれのケースの責任者と、役割分担をして支援方針を踏まえて解決に向けた活動をしていますが、市町村のケースの見立てや対応力が弱く、リスクアセスメントが十分とは言えない状況にあります。
○　要保護児童対策地域協議会の実務者会議でケース対応の進行管理を行い、必要に応じて支援方針の見直しなどを行いますが、コーディネーターが育成されておらず、ケースの状況変化を的確に把握できていない市町村では、十分に機能していない状況にあります。
○　また、人口の多い所では、ケース数も多く、ケースの状況変化を把握する仕組みづくりができていないために、状況の変化に応じた支援方針などの見直しができていないところがあります。

対応の方向性

◎市町村児童家庭相談対応マニュアルや児童相談所と共通の虐待評価シート（アセスメントシート）を活用して、市町村の個別ケースの見立てや対応力を強化していきます。
◎要保護児童対策地域協議会のすべての関係機関が、こどもの安全と最善の利益を最優先に、役割分担をして、それぞれが主体性を持ち、かつ、連携して取り組むよう、要保護児童対策地域協議会の充実・強化を進めます。
◎要保護児童対策地域協議会の充実と強化を図るため、コーディネーターの育成を進めます。
◎地域支援者会議の設置に向けた取組を進めます。
◎「小地域ケア会議」を、身近な地域で要保護児童などの早期発見と早期対応につなげ「地域支援者会議」に位置づけるなど、必要に応じて柔軟で迅速な対応ができる会議となるよう取組を進めます。その際、個人情報保護に関する条例に則った対応が必要であるとともに、地域課題やケースの内容によっては、構成メンバーを検討することも必要です。

県の具体的施策

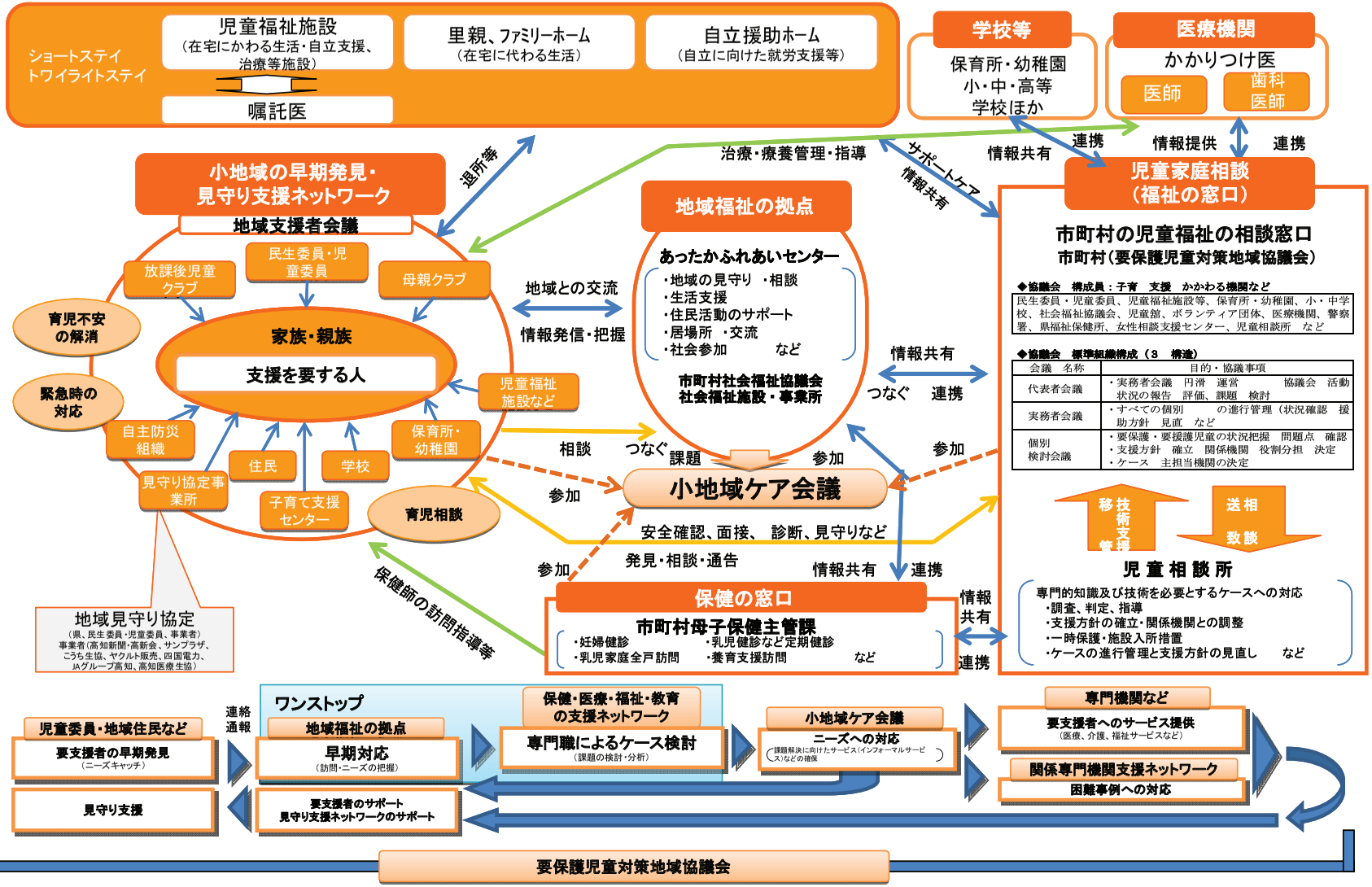
◎保健と福祉の両部署が連携して要保護児童などに対する連続ある支援をしていくための体制づくりに向けて、職員による支援を行います。
◎地域で支援が必要な児童や家庭を早期に発見するために、民生委員・児童委員に対して必要な研修を行います。
◎児童相談所で作成した市町村児童家庭相談対応マニュアルや虐待評価シート（アセスメントシート）が活用されるよう、研修や職員による支援を行い市町村の児童家庭相談活動を強化します。
◎要保護児童対策地域協議会の市町村間の横のつながりや機能強化を図るため、連絡会議の立上げについて、職員による支援を行います。
◎人口の多い地域での地域支援者会議の設置に向けて、職員による支援を行います。
◎要保護児童対策地域協議会のコーディネーターや児童家庭相談に携わる市町村職員の研修（初任者の前期・後期研修など）を行い、スキルアップを図ります。
◎家庭や学校をはじめ、社会全体に児童虐待問題に対する関心と理解を深めてもらうため、官民協働で取り組んでいる「高知オレンジリボンキャンペーン」やマスメディアなどを活用した啓発活動の継続と拡充を図ります。

数値目標

具体的項目	現状 H22年度	目標 H27年度	担当課
＜児童＞地域包括支援ネットワークシステムの構築（要支援者のニーズ把握、専門機関のネットワーク、相談窓口の体制、活動の評価などの仕組みづくりと活動を開始した市町村数）	―	34市町村	児童家庭課 地域福祉政策課
児童家庭相談担当市町村職員のスキルアップ（研修の実施）	2回／年	3回／年	児童家庭課



保健・医療・福祉・教育の連携体制 ―地域包括支援ネットワークシステム―（児童の例）



（エ）自殺予防・ひきこもり自立支援に対する保健・医療・介護・福祉・教育の連携体制

自殺は、個人の自由な意思や選択の結果と思われがちですが、実際には、倒産、失業、多重債務などの経済・生活問題のほか、病気の悩みなどの健康問題、介護や看病疲れなどの家庭問題など、様々な要因が複雑に関係して心理的に追い詰められた末の死と言えます。家庭や職場、地域の中で自殺を考えるほど追い詰められている人に気付き、支え合うことが、自殺を防ぐ第一歩となります。

また、地域の中には、様々な要因によって社会的な参加の場面が狭まり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期に失われているひきこもり状態にある方が、生活されています。ひきこもり状態にある方やご家族が孤立せず、社会とつながるための居場所づくりや自立のための支援が必要です。

【①ニーズキャッチシステム】

現状・課題

○　自殺予防については、民生委員・児童委員や傾聴ボランティア、高齢者こころのケアサポーターなどが地域での気付きを、市町村や地域福祉の拠点につなぐなど、地域での見守り体制づくりとともに、一人ひとりの悩みや問題を解決するために、専門機関につなぐ仕組みづくりが必要です。

○　ひきこもり自立支援については、市町村保健師や学校関係者などが、早期にひきこもり状態にある方を把握して、適切な対応を行うことや、長期間ひきこもり状態にある方の状況を的確に把握して、本人はもとより家族への相談対応などの支援を行う体制づくりが必要です。

○　今後、地域福祉の拠点が、自殺予防やひきこもり自立支援の視点を備え、キャッチしたニーズを適切な専門機関につなぐ機能を強化するとともに、地域福祉コーディネーターなどが、自殺予防やひきこもりについての正しい知識をもって、支援活動をすることが必要です。

対応の方向性

◎民生委員・児童委員などによる地域での見守りや、あったかふれあいセンターなどの地域福祉の拠点の活動を利用した、ニーズ把握の仕組みづくりを進めます。

◎市町村保健師や学校関係者などが、ひきこもり状態にある方を訪問し、本人や家族からの相談に対応する取組を進めます。

【②ニーズの分析・検討・解決システム、③連携支援システム】

現状・課題

○　自殺予防及びひきこもり自立支援については、市町村単位での関係機関のネットワークづくりが進んでおらず、地域の課題分析や解決策の検討が十分にできていない状況です。

○　市町村ではニーズが顕在化した個別のケースへの対応は行っていますが、問題によって様々な分野の専門機関での対応が必要になります。今後は、県の自殺予防情報センターやひきこもり地域支援センターを中心に構築されている関係機関のネットワークと同様に、市町村で地域の関係者によるネットワークを構築するとともに、県全体のネットワークとの連携体制づくりが必要です。

対応の方向性

◎自殺予防については、市町村における相談支援のネットワークを構築するとともに、地域福祉の拠点が、悩みを抱える方を早期に発見して、早期に対応できる仕組みづくりを進めます。

◎ひきこもり自立支援については、個別のケースの状況を的確に把握し、地域における相談支援体制の構築と関係機関のネットワークづくりを促進します。

◎悩みを抱えた人などへの支援や、必要に応じて自立支援のための社会参加の場づくりなどについて、保健・医療・介護・福祉・教育の関係者と地域福祉コーディネーターや民生委員・児童委員、地域住民などによる小地域ケア会議などを活用して、具体的な取組を進めていきます。その際、個人情報保護に関する条例に則った対応が必要であるとともに、地域課題やケースの内容によっては、構成メンバーを検討することも必要です。

◎悩みを抱える方、ひきこもり状態にある方や家族を支援する人材育成を進めます。

◎傾聴ボランティアやこころのケアサポーターの育成により、身近な地域での見守り体制を整備します。



県の具体的施策

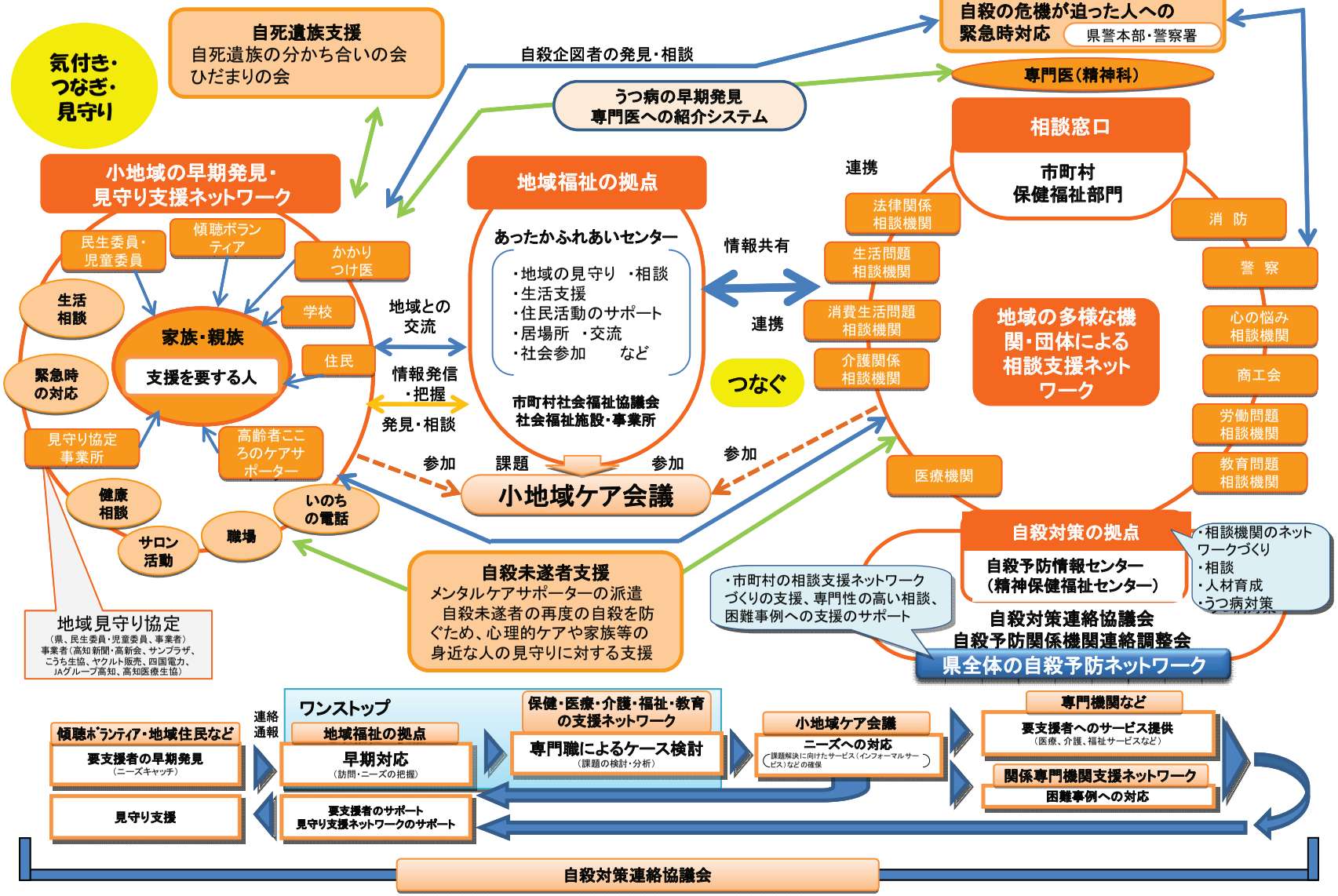
◎様々な悩みを抱える方の相談窓口の周知や気付き・支え合いの大切さ、うつ病に対する正しい知識の普及など、自殺予防の普及啓発活動を行います。
◎市町村の実情に応じた身近な地域における気付き、つなぎ、見守りの相談支援体制づくりと、自殺予防情報センターなどの関係機関とのネットワークづくりについて、職員による支援を行います。
◎民生委員・児童委員やあったかふれあいセンターのスタッフなどを対象に、傾聴ボランティアやこころのケアサポーターを育成し、ひとり暮らしの高齢者や悩みを抱える方の話を身近で聴くなど、地域での見守り支援を推進します。
◎自殺に追い込まれるような心配のある人を支援できるよう、市町村保健師や地域福祉コーディネーターなどを対象に、自殺対策に関する研修を行います。
◎ひきこもり状態にある方や家族を支援（アウトリーチ[23]を含む）できるよう、市町村保健師や地域活動支援センターの職員、地域福祉コーディネーターなどを対象に、ひきこもりに関する研修を行います。
◎ひきこもり状態の要因となっている精神疾患、発達障害、不登校など個別の状況に応じた地域での相談支援ができる体制づくりとともに、ひきこもり地域支援センターなど専門機関と連携して支援する仕組みづくりについて、職員による支援を行います。

数値目標

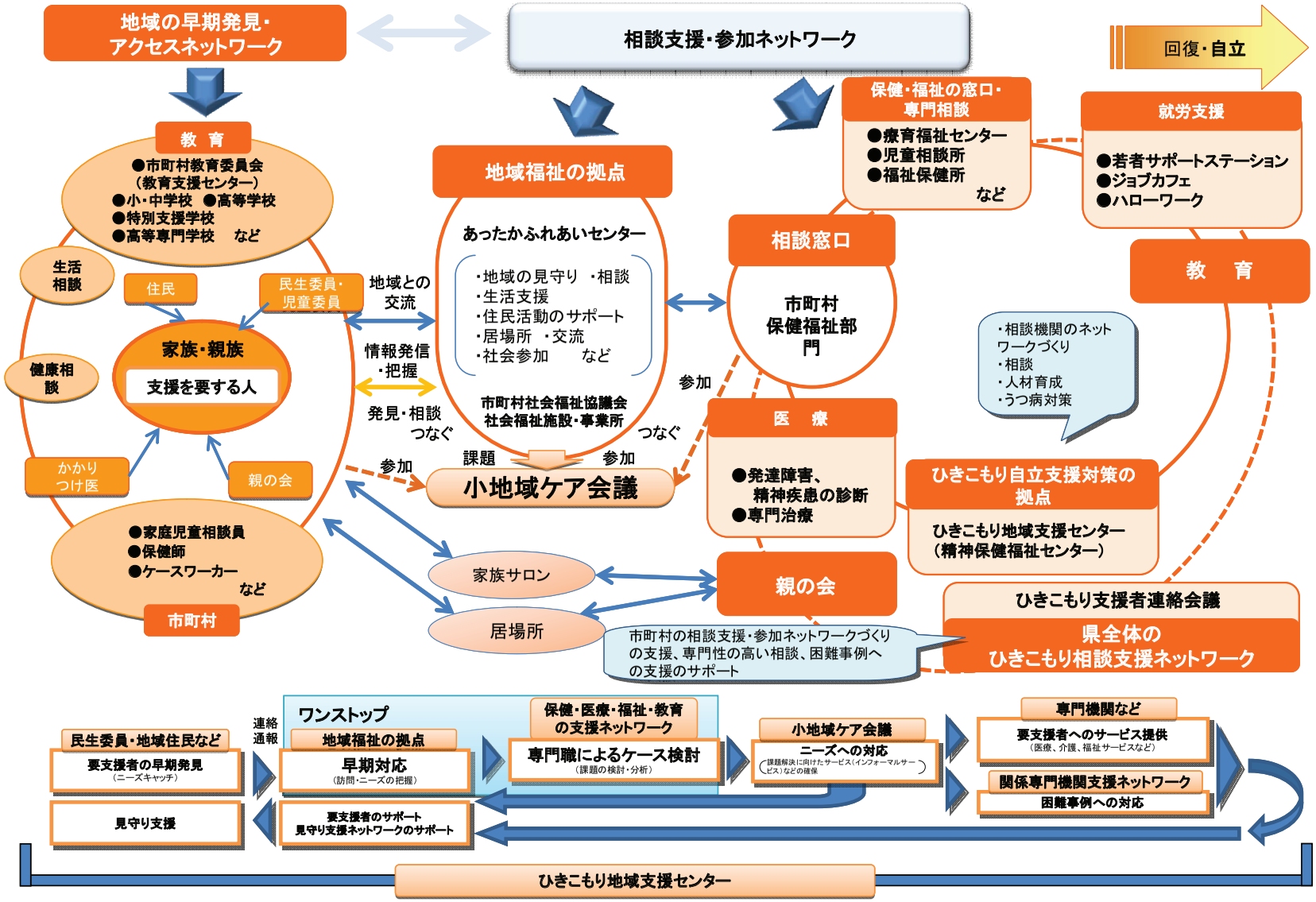
具体的項目	現状 H22年度	目標 H27年度	担当課
＜自殺予防・ひきこもり自立支援＞地域包括支援ネットワークシステムの構築（要支援者の把握、相談窓口の連携体制づくりなどの取組を開始した市町村数）	―	34市町村	障害保健福祉課 地域福祉政策課
県全体のネットワークと連携した市町村の関係機関によるネットワークの構築（ネットワークづくりを開始した市町村数）	―	34市町村	障害保健福祉課 地域福祉政策課
傾聴ボランティアの育成（育成ボランティア数）	100人（予定）	600人	障害保健福祉課
こころのケアサポーターの育成（育成サポーター数）	100人（予定）	600人	障害保健福祉課

[23]アウトリーチ：訪問支援。

保健・医療・介護・福祉・教育の連携体制 ―地域包括支援ネットワークシステム―（自殺予防の例）



保健・医療・福祉・教育の連携体制 －地域包括支援ネットワークシステム－ （ひきこもり自立支援の例）



ウ　地域福祉の拠点における活動の推進

（ア）要援護者の早期発見、見守り支援

現状及び課題

○　高齢化の進行に伴い、今後、独居の認知症高齢者や孤立しがちな高齢者の増加、孤独死などに対する課題も増大することが予想されています。支援計画の意見交換会でも、見守り活動を行っている民生委員・児童委員から、社会や地域に交わろうとしない高齢者の実態があり、特に男性にその傾向が強いという意見が聞かれました。

○　障害のある方で障害福祉サービスの利用対象者のうち、相談支援事業を利用している人が約２６％、また、障害特性や生活状況に応じた障害福祉サービスの利用者は約２６％にとどまっていることから、障害福祉サービスを必要としている方のニーズ把握や相談体制が十分ではないことがうかがえます。

○　また、本県の児童相談所が児童虐待と認定し対応した件数は、平成２０年度には過去最高となり、その後も高止まり傾向にあり、依然として深刻な状況にあります。

○　自殺で亡くなる方も平成１０年以降、毎年２００人を超えており、その３割が高齢者であることや、厳しい社会情勢を受けて中高年の男性の自殺が増えてきていますし、ひきこもりに対する相談件数も、平成２０年度に精神保健福祉センターで受けた件数が１９件だったのに対し、平成２１年度に新たに設置されたひきこもり地域支援センターでの相談件数は１５７件に増えています。

○　こういった現状の中で、地域の見守り活動については、県下でも既に様々な形で取り組まれています。その多くは高齢者の見守り活動が主となっていますが、見守りの中で早期発見された場合に必要なサービスにつなげていくための相談窓口やネットワークなどの体制については十分整っていないのが現状です。

○　このような地域の課題に対し、障害や年齢にかかわらず、小さな地域単位の中で様々な主体による見守り活動を展開するなど、日常の生活の中で異変にいち早く気づけるネットワークづくりが必要です。

○　また、支援を必要としている方を早期に発見した場合のフォローアップ[24]体制や、継続的な見守り体制などの仕組みづくりを行うとともに、日ごろから地域の中で気にかかる人に注意を向けてもらえるよう周知を行っていく必要があります。

○　小地域での早期発見・早期対応の仕組みづくりを進めるうえでは、市町村を含め、公的な専門機関や各関係機関、支援者が、緊急時に適切に対応できる個々の役割などを明確にしながら、支援を必要とする人への地域での具体的な対応を検討していくことで、安全で安心して暮らせる地域づくりを進めていく必要があります。

取組の方向

◎地域の見守り体制の強化と早期発見時の支援体制の仕組みづくりを進めます。

[24]フォローアップ：達成状況や進捗、結果などを検証・分析し、さらなる指示や修正、アドバイスを行うこと。

・高齢者だけでなく、こどもや障害者などを含めた見守りの必要性について広く周知していくことで、地域で気になる方に対する見守り機能が発揮できるよう取り組みます。
・あったかふれあいセンターなど、地域福祉の拠点を、住民の身近な相談対応窓口として、市町村の相談窓口や専門機関などとの連携体制について、地域包括支援ネットワークシステムの中に位置づけ、継続的な生活支援（サポート）を含めた地域での見守り支援のネットワークを構築します。

◎地域福祉の拠点機能を活かした見守り活動の体制づくりを進めます。
・あったかふれあいセンターなど、地域福祉の拠点における訪問相談活動やサテライトでの集いの場、更には地域でのサロンの場などを活用して、見守りが必要な方の状況や支援が必要な人を把握し、必要なサービスにつなげていく取組を進めます。

（イ）情報収集・情報提供の拠点

現状及び課題

○　地域課題や生活支援のニーズ把握、情報提供の機能については、主に、民生委員・児童委員や、保健師などによる訪問活動の中で実施されるものや、地域でのサロン活動、あったかふれあいセンターなどで担っているものなどがありますが、これらの個々のニーズを地域の課題として整理検討し、必要なサービスにつなげたり、新たな支援体制を構築していくための仕組みが十分整備されていないのが現状です。

○　平成２１年度に県が実施した中山間地域における介護サービスの在り方についての実態調査の結果では、独り暮らし高齢者の社会的孤立の実態として、約３分の１の独居高齢者が「福祉サービスについて相談できる専門職・相談窓口を知らない」「災害時の地域避難場所を知らない」と回答していることなどからも、支援が必要な方に必要な情報が十分届いていない現状が課題として見えてきました。

○　支援が必要な方に必要なサービスや支援を行っていくためには、地域の実態を把握することができる情報収集の仕組みと、多様なニーズに対して必要な情報提供ができる仕組みづくりが求められます。

○　現在、あったかふれあいセンターや、サロン活動は、それぞれの利用者を通して、地域の実態やニーズなどの情報が集まる場所となっており、一方で、相談や訪問を通して必要としている情報提供ができる場にもなっています。

○　今後は、こうした機能を活かし、地域の高齢者や障害者、支援の必要な方などの情報を収集する一方、住民の方々に必要な情報を提供できる拠点となるよう、取り組むことが重要です。

取組の方向

◎地域福祉の拠点が、地域実態や生活の情報などを包括的に整理するとともに、必要とされる情報を提供したり、関係機関と情報を共有し、ネットワークを活用して
必要なサービスや支援につなげていくための仕組みづくりを進めます。

・地域福祉の拠点で活動している職員が、現場で利用者から必要な情報を収集し、地域の課題やニーズとして整理できる視点やスキルを身につけるための研修を実施します。

（ウ）住民への相談支援

現状及び課題

○　現在、地域福祉に関する住民の相談窓口は各市町村がその役割を担っています。近年は介護保険法や障害者自立支援法など、次々と保健福祉を取り巻く制度が新たに制定・見直しがされたことで、行政組織も縦割りの体制となり、相談内容によって複数の相談窓口を訪ねていく必要などが生じています。そうしたことから、それぞれ専門性をもった相談対応が可能となった効果を生む一方で、地域での生活を支えるための総合的な相談対応機能の弱まりとなっています。

○　住民にとっては、より身近な場所に相談窓口を設置することで、気軽に相談しやすくなり、結果として、必要な支援が受けられやすくなるメリットがあります。

○　平成２１年度に県が実施した中山間地域における介護サービスの在り方についての実態調査の結果では、「福祉サービスについての相談窓口を知らない」とする意見が約３割あった一方で、独り暮らしの高齢者の半数以上が近隣の人からの援助を希望しており、特に声かけや相談相手として期待する声が多くありました。

○　あったかふれあいセンターなどが、住民の身近な相談窓口として対応する機能を持つための体制づくりが必要です。

取組の方向

◎あったかふれあいセンターなどの地域福祉の拠点において、集う機能とともに、身近で気軽に相談できる場を確保するとともに、訪問・相談の機能を充実させることで、個々のニーズにきめ細かく対応していく取組を進めます。

◎地域の課題や、個々の生活ニーズを把握し、必要なサービスにつなげていくために、地域福祉の拠点の地域福祉コーディネーターやスタッフとともに、地域福祉活動を実践するボランティアや民生委員・児童委員などを対象に、相談支援のスキルを高めるための研修を実施します。

（エ）緊急時の対応の仕組みづくり

現状及び課題

○　高齢者や障害者など、要援護者への対応で、緊急を要する場合には、対応可能な相談機関や専門機関などへ情報を迅速につなぎ、早期に対応することが必要ですが、中山間地域など、地域資源が十分に整っていない地域では、緊急なニーズへの対応に苦慮する事例もあります。

○　このような緊急の場合に対応するため、地域福祉の拠点が住民の身近な相談窓口として、核となる支援者や関係機関が早期発見された要援護者を、迅速に専門機関などにつないでいく緊急対応の仕組みづくりが必要です。

○　その際、独り暮らし高齢者の連絡先やかかりつけ医などを、日ごろから把握するとともに、警察や消防など、関係機関のそれぞれの役割を明確にし、責任をもって対応する緊急連絡体制を構築していくことが必要です。

取組の方向

◎地域包括支援ネットワークシステムが、緊急なニーズにも対応できる体制となるよう、地域の資源や人材などの状況を踏まえ、地域福祉の拠点が、要援護者を早期に専門機関などにつなげる、緊急対応の仕組みづくりを進めます。

◎要援護者のニーズを、必要とされるサービスや支援につなげていくため、地域福祉の拠点の地域福祉コーディネーターとスタッフが、日常的な活動の中から緊急的なニーズを早期に発見し、つないでいく機能が担えるよう育成します。

（オ）市町村や関係機関との情報共有とネットワークづくり

現状及び課題

○　地域で支援を必要とする人を早期に発見し、早期に対応していくためには、各関係機関との情報共有や連携の仕組みづくりが必要になります。

○　特に中山間地域など、サービスが不足しがちな地域においては、個々のニーズに対し、柔軟に対応していくためにもフォーマルサービス[25]だけでなく、インフォーマルサービス[26]など、住民力を活かした支援の連携体制（ネットワーク）を構築していく必要があります。

○　地域包括支援ネットワークシステムが、地域のニーズを把握し、柔軟に対応する仕組みとして機能していくためには、地域福祉の拠点の地域福祉コーディネーターをはじめ、ネットワークを構成するメンバーが、個々のニーズに対する支援方針を共有し、一貫性をもった支援ができる体制が必要になります。

○　そのため、学校区や生活圏を基盤とした、小地域単位でのきめ細やかな支援体制として、小地域ケア会議などを定期的に開催しながら、核となる支援者同士が情報共有を図るとともに、支援方針を確認し合うことが必要です。

[25]フォーマルサービス：国や地方公共団体など公的機関が行う、法律や制度に基づいた福祉・介護サービス。
[26]インフォーマルサービス：近隣や地域社会、ボランティア等が行う非公式的な援助サービス。

取組の方向

◎地域福祉コーディネーターが、地域の関係機関や核となる支援者と有機的なネットワークを広げ、地域で見守り支援ができるよう、市町村が行う小地域ケア会議に参加するなど、小地域単位でのきめ細やかな支援体制づくりを進めます。

◎地域福祉の視点を持った、保健・医療・福祉・介護の専門職（地域支援ワーカー[27]）に対し、地域支援専門職としての研修を実施します。

県の具体的施策

◎地域包括支援ネットワークシステムを構築するため、市町村や地域福祉の拠点、保健、医療、福祉、介護などの関係機関との連携や仕組みづくりについて、職員による支援を行います。

◎地域支援にかかわる様々な専門職を、地域福祉について、共通の視点を持って支援を行うことができるよう「地域支援ワーカー」として育成します。

◎地域福祉の拠点としてあったかふれあいセンターなどを位置づけ、地域の課題や、個々の生活ニーズを把握し、支援します。また、必要なサービスにつなげていくための地域福祉コーディネーターやスタッフを育成します。

数値目標

具体的項目	現状 H22年度	目標 H27年度	担当課
要援護者の早期発見、見守り支援のネットワークの構築（地域でのネットワークづくり）	—	すべての地域福祉の拠点	地域福祉政策課
緊急時の対応の仕組みの構築 （地域での仕組みづくり）	—	すべての地域福祉の拠点	地域福祉政策課
地域支援ワーカーの育成 （育成ワーカー数）	—	３００人	地域福祉政策課



[27]地域支援ワーカー：高齢者や障害者などのニーズや地域の課題などに対応するため、当事者を中心とした支援のネットワークづくりや、地域課題などに住民が主体的に取り組むことを支援する専門職。（保健師、看護師、ケアマネジャー、地域福祉コーディネーター、社会福祉協議会職員、地域包括支援センター職員など）

②自治組織などによる相互扶助活動の普及
ア　中山間地域の集落機能の維持と支え合い活動

現状及び課題

○　本県は人口減少と少子高齢化が全国より先行して進んでいます。特に、中山間地域では、過疎化・高齢化が進んでおり、例えば昭和 35 年と平成 17 年の人口を比較すると、県全体では約７%の減少率ですが、中山間地域では 40%と大きく減少しています。

○　こうした状況の中で、集落数は平成７年が 2,418 集落であったのに対し、平成 17 年には、2,360 集落と、58 集落減少する一方で、９世帯以下の集落数は、平成 17 年には 191 集落と、平成７年調査時より 23 集落増加しています。（平成 17 年１月合併前の旧高知市を除く。）

○　支援計画の意見交換会では、「自治会の後継者がいない」「地域の祭りができなくなった」「地域活動ができない」などの意見をいただきました。

○　また、平成 22 年 11 月に地域づくり支援課が実施した、小規模な（20 世帯以下）集落の調査（11 集落）では、下記のような「集落」の実態が明らかになりました。

【地域での支え合いの活動】

・中山間地域でも都市部と同様に、近所付き合いなどのつながりが弱くなっている。また、地域活動への参加者も減ってきている。
・地域での助け合いの活動を行う必要性は感じているものの、集落のほとんどが高齢者で、その活動の中心になる人材がいない。
・自主防災組織は立ち上げているが、活動らしい活動はほとんどできていない。
・災害時に、避難所である集会所まで自力で行けない人がいる。
・10 年後を考えると、草刈り、水路の管理、祭りごとなどができなくなる不安がある。

【高齢者などの見守りの活動】

・仕組みとしてはない。区長の目配りや近所付き合いとして行っている。
・月１回、町の広報を班長さんが各戸配布するときに確認している。
・見守り台帳を区長、民生委員が作成して、保管をしている。

【生活環境】

・集落内に商店はなく、移動販売を利用したり、バスで市街地へ買物に行っている。
・県道まで出ないとバスはない。自動車がないと生活が厳しい。タクシー利用も多い。
・急病人が出て、救急車が到着するまでに 40 分もかかってしまう。
・新聞は総合版のみで、区長が集落の入口へ取りに行き、各戸へ配布しているケースや、各人が取りに行くケースがあり、非常に不便を感じている。（郵便局が配達する集落があるが、朝刊が着くのが夕方の時間帯。）
・携帯電話のつながりにくい場所がある。

【行政サービスの現状】
・区長の業務が多く、責任と負担を感じている。
・農協や役場の支所がなくなり、非常に不便になった。
・ゴミステーションまで距離があり持っていくのが大変。今後、一人暮らしや介助が必要な世帯がゴミ出しもできなくなるおそれがある。

【その他の課題】
・近い将来に、自動車の運転ができなくなったときの生活を思うと不安である。
・町道や林道の管理を集落で受託しているが、高齢化で労働力の不足が発生している。

○　このように、小規模集落ではマンパワーが少なく、集落機能の維持が難しいとともに、暮らしづらさや将来への不安を感じています。

○　こうした集落で、今後とも安全で安心して住み続けられるように、市町村はもとより、市町村社会福祉協議会などの関係機関と、地域の方々との官民協働で、集落のあり方の検討を行うとともに、地域ニーズや生活課題に対応できる新たな支え合いの仕組みづくりが重要です。

取組の方向

◎市町村と連携して小規模集落の実態把握を行い、現状や課題を整理して、住民と共有することで、支え合いの意識を醸成し、集落のあり方などの協議の場づくりを行います。

◎あったかふれあいセンターなど、地域福祉の拠点を中心に、市町村や関係機関、地域の方々と官民協働で地域の実情やニーズに対応するため、住民のマンパワーを活かしながら新しい支え合いの仕組みづくりを進めます。

県の具体的施策

◎集落ごとの現状や課題を明らかにして、課題解決に向けた新たな取組の方向性や施策の検討を、市町村や関係部局と連携して進めます。

◎中山間地域での高齢者などの暮らしを維持・確保するために、あったかふれあいセンターなどの地域福祉の拠点を中心に、市町村や住民の方々が行う、生活課題に対応した生活支援サービスや支え合いの仕組みづくりについて、職員による支援を行います。

◎買物支援などの生活支援や、集落再生支援に対する財政的支援を行います。

数値目標

具体的項目	現状 H２２年度	目標 H２７年度	担当課
買物支援のための地域での取組の推進 （取組市町村数）	８市町村	２８市町村	地域づくり支援課
集落機能のあり方の話し合いの場づくりの推進 （実施市町村数）	―	３４市町村	地域づくり支援課

イ　自主防災の組織づくりと活動の促進

現状及び課題

○　人口減少と少子・高齢化が進む中で、地域での助け合いなど、相互扶助の力が弱まっています。平成 21 年度の県民世論調査でも、地域の支え合いの力が弱まっていると感じている方が 55.8%となっています。

○　一方、南海地震への備えや局地的な自然災害などに対応していくためには、各地域で自治組織や学校区などを基盤とした自主防災の組織づくりによる、共助の活動を推進していく必要があります。

○　県内の自主防災組織数は、平成 22 年４月１日現在、1,922 組織で、県全体の組織率は 64.6%となっています。市町村別に見ると、10 市町村が組織率 100%を達成していますが、４市町村では組織率が 50%以下となっています。

○　高知市を除いた市町村での自主防災組織の組織率は、78.6%（沿岸部では 92.3%）と高く、県内で最大の世帯数を抱える、高知市の組織率向上が課題となっています。

○　中山間地域においては、地震に対する危機意識が低い（ただし、風水害に対する意識は高い）ことや、小規模な集落が多数散在しているため、地域でのリーダーがいないことや、絶対的な人材の不足などにより、組織化が進んでない状況です。

○　また、市街地においては、地域共同体意識が希薄となっている（空洞化）などの理由で、組織化が困難な地域が存在します。

○　一方、自主防災組織はあるものの、地域の防災に活かされていない組織も見受けられますし、自主防災組織の防災訓練の内容などでも、地域の自主性や防災意識の高い組織と低い組織との差が顕著に認められます。

○　更に、年々、防災に対する住民の要望が多種多様化しており、市町村職員への負担が多くなっています。

取組の方向

◎自主防災組織の育成・整備を進めます。

・地震発生時の対応を想定し、防災訓練の意義を認識した、より実践的な自主防災組織活動への理解を浸透させるため、啓発活動の推進を図ります。

・自主防災組織率の向上や防災活動の活性化に向けて、近隣の既存の自主防災組織と連携した取組を促進します。

・自主防災組織と地域に根ざした関係機関（学校、社会福祉協議会など）との連携の強化により、幅広い防災活動の実践を目指します。

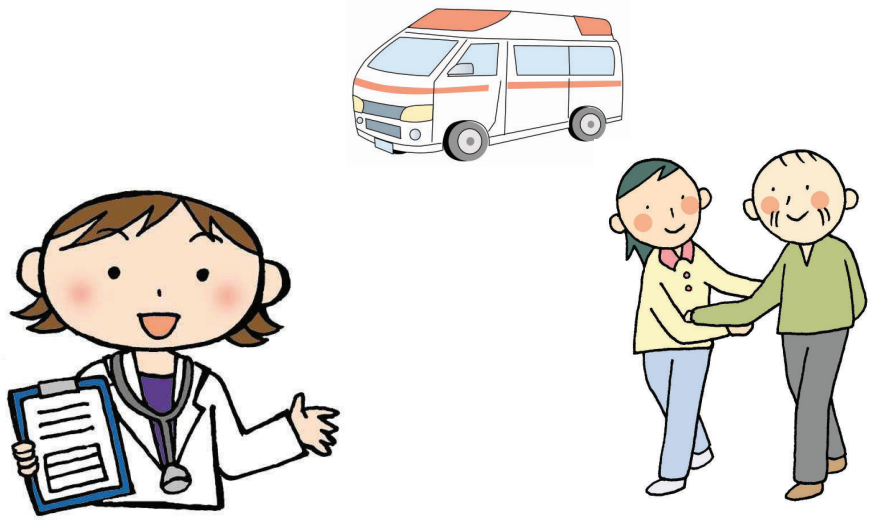
◎南海地震対策をはじめとする様々な防災対策を効率的、効果的に進めるための検討を行います。

県の具体的施策

◎実践的な自主防災組織活動への理解を浸透させるため、地域の要請により職員が地域に出向き説明を行う出前講座を開催します。
◎市町村や関係機関が開催する防災講演会、防災イベントなどの啓発活動について、職員による支援を行います。
◎中山間地域の集落散在地域において、既存の自主防災組織を中核としたネットワーク化を図り、未結成地区の孤立対策につなげる取組について、職員による支援を行います。
◎自主防災組織における訓練内容などについて「南海地震対策などに関する市町村課題検討会　自主防災組織活動活性化ワーキンググループ[28]」で検討します。
◎民生委員児童委員協議会が推進する「災害時にひとりも見逃さない運動」と連携し、要援護者対策の推進を図ります。
◎自主防災組織の活動に対して、市町村を通じて財政的支援を行います。
◎毎年８月30日から９月５日までの「南海地震対策推進週間」に、県内一斉に開催される「地域のみんなで自主防災訓練」への参加の呼び掛けを行うとともに、市町村が実施する倒壊家屋からの救出訓練へ財政的支援を行います。

数値目標

具体的項目	現状 H22年度	目標 H27年度	担当課
自主防災組織率の向上（自主防災組織率）	64．6%	100%　（H26）	地震・防災課



[28]ワーキンググループ：何か問題や課題が発生した際にその解決のために特別に組成されるチーム・実務部隊のこと。

ウ　災害時要援護者の支援の仕組みづくり

（ア）市町村における要援護者の把握と避難支援プランの策定

現状及び課題

○　近年、多発する自然災害で、亡くなられた方や行方不明の方の多くが高齢者となっていることや、また、南海地震などに対応するため、災害時の要援護者（高齢者、障害者、乳幼児、妊婦など）への対策が、喫緊の課題です。

○　なかでも、災害時の要援護者一人ひとりに対して、災害時に誰が支援してどこの避難所に避難させるかなどを定める「個別避難支援プラン」を策定することが重要です。

○　本県では、災害時要援護者対策として、平成 22 年度を目処に全市町村において、要援護者の範囲や対象者、個別避難支援プランの作成方法などを定める全体計画の策定を進めています。

○　個別避難支援プランを策定するに当たっては、要援護者の中でも被災リスクの高い、人工呼吸器、酸素供給装置などを使用している、在宅の要医療者や難病患者などについて、保健所、消防署、病院など、関係する機関と連携した取組を進めることが重要となっています。現在、人工呼吸器を使用している在宅要医療者については、個別避難支援プランを作成し支援体制が整備されています。

○　全体計画については、ほとんどの市町村において策定され、現在、災害時要援護者の台帳整備や被災リスクの高い、人工透析患者などの在宅要医療者や要介護者などへの個別避難支援プランの策定を行っているところですが、個人情報を収集し、台帳整備するための仕組みづくりができていないことが要因となり、策定作業が進まない市町村も少なくない状況となっています。

○　また、実際の支援体制を構築するための、市町村と地域関係者、事業者などで組織する災害時要援護者支援連絡会議の設置や、関係者で支援体制を話し合う場ができていない市町村も多く、先進事例から対応方法を検討するなど、災害時に機能する個別避難支援プランを策定する取組が必要です。

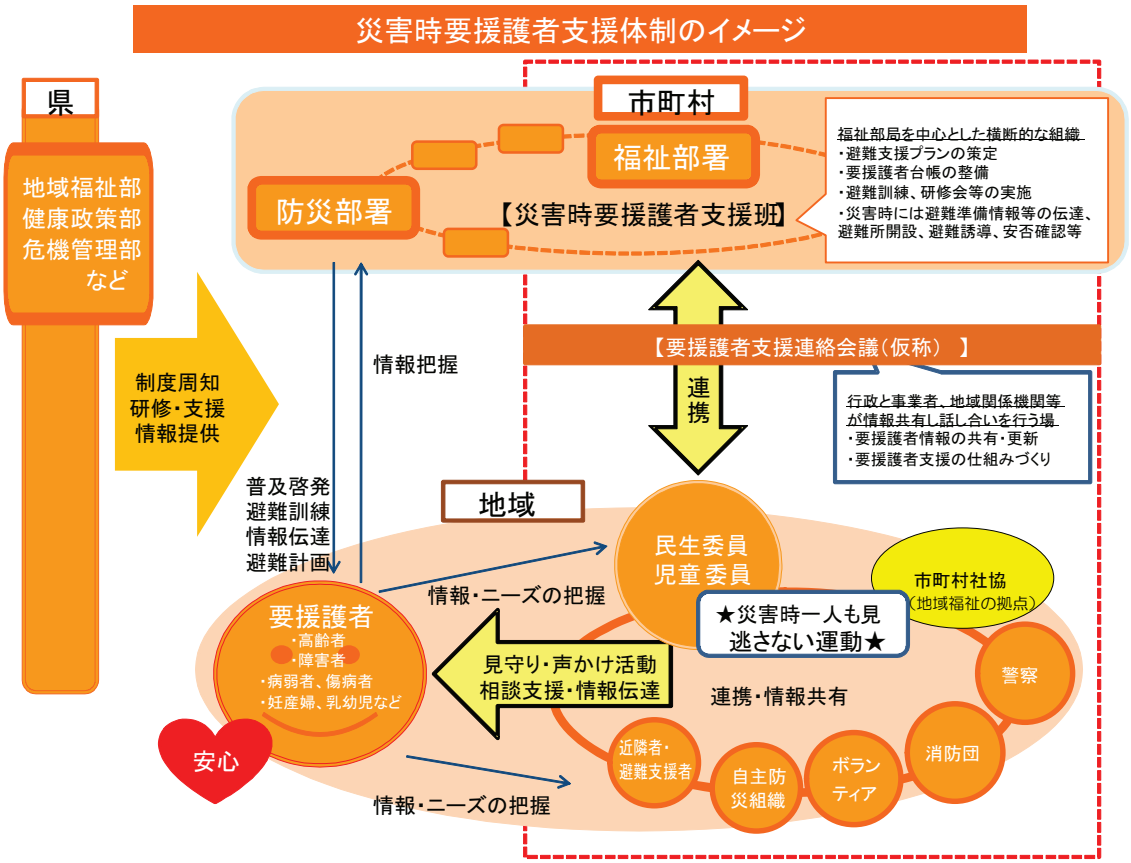
○　災害時要援護者が発災時に避難する福祉避難所の指定は現在３市町４か所と低調となっていることから、災害時において福祉避難所の積極的な設置・活用が可能となるように、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を作成し、市町村に送付しました。

　また、現在、福祉避難所として利用可能な社会福祉施設などの調査を行っており、市町村の福祉避難所の指定が円滑に進むよう、情報提供を行うこととしています。

取組の方向

◎個別の避難支援プランの策定に当たっては、緊急度など優先順位を考慮したうえで、市町村の防災関係部署と福祉・保健関係部署や社会福祉協議会などが連携し策定するとともに、民生委員・児童委員などの協力も得て、災害時要援護者の把握と個人情報の収集を行い、台帳整備を進めます。

◎市町村における災害時要援護者支援連絡会議の立上げを促進し、災害時要援護者支援体制の構築を進めます。
◎福祉避難所の指定が進むように情報提供を行います。



県の具体的施策

◎担当者会やブロック別勉強会を通じて、市町村における災害時要援護者台帳の整備と個別の避難支援プラン策定について、職員による支援を行います。
◎災害時要援護者支援連絡会議の立上げのため、情報共有の方法や支援の仕組みづくりについて先進事例を紹介するなど情報提供を行います。
◎福祉避難所の指定を推進するため、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を作成し、市町村担当者会などで、その必要性や具体的な設置・運営方法などの周知を行います。
◎市町村において指定・協定を進めるため、イントラネット[29]を活用し、福祉避難所として利用可能な社会福祉施設などの情報提供を行います。

[29]イントラネット：インターネットの仕組みを利用し、特定のエリアと組織内メンバーなどの限定されたユーザーのみを対象として構築されたネットワークのこと。

数値目標

具体的項目	現状 H22年度	目標 H27年度	担当課
災害時要援護者台帳の整備（整備市町村数）	29市町村	34市町村	地域福祉政策課
個別避難支援プランの策定（策定市町村数）	20市町村	34市町村	地域福祉政策課
福祉避難所の指定（指定市町村数）	3市町村 （5か所）	34市町村	地域福祉政策課

（イ）要援護者に対する日常の見守り活動

現状及び課題

○　各市町村では、災害時要援護者を台帳として整理し、災害時に備え、地域の自主防災組織などと連携し個別避難支援プランの策定を進めているところです。

○　この個別避難支援プランは、災害時に要援護者を安全に避難誘導していくための計画であり、具体的な避難支援体制を作っていく段階では、近隣の住民も含めた支援体制づくりが必要となってきます。

○　過去の災害においても、家屋の下敷きになるなどの被害に遭いながら、救出されたほとんどの方が、家族や近隣の住民によって救出されていることなど、日ごろからの見守りや顔の見えるお付き合いが、命を救う力につながっていることを学ぶことができます。

○　しかし、最近では自治会に加入しない若者や家庭があるとともに、ひきこもりがちな高齢者など、住民同士の付き合いが希薄になってきていることなどから、自主防災組織や自治会活動にも支障が出てきています。

○　いざというときに力となる支援体制を構築していくためには、自主防災活動などを通して日ごろから近所付き合いをしておくとともに、要援護者の支援者などによる見守り活動を行うことにより、いざというときの円滑な支援につなげていくことが必要です。

取組の方向

◎災害時要援護者支援連絡会議などの関係機関の話合いの場づくりと、話合いの場を通じて要援護者を日ごろから見守る活動を進めます。

県の具体的施策

◎災害時要援護者支援連絡会議などの場づくりと個別避難支援プランの策定などの先進的な取組についての情報提供など、職員による支援を行います。

（３） 福祉を支える担い手の育成

①福祉研修センターなどによる福祉を支える人づくり
ア　福祉専門職の育成

現状及び課題

○　少子・高齢化の進行により、今後も高齢者が増加し、それに伴い増大する福祉サービスの需要に対応するためには、福祉分野の専門職の育成・確保が非常に重要になっています。

○　福祉分野の仕事はきつく、収入も少ないというイメージから、人材の確保が厳しい状況にあります。

○　また、近年、複雑・多様化している福祉サービスのニーズには、より高い専門性とサービスの質が求められており、福祉専門職の資質の向上が必要です。

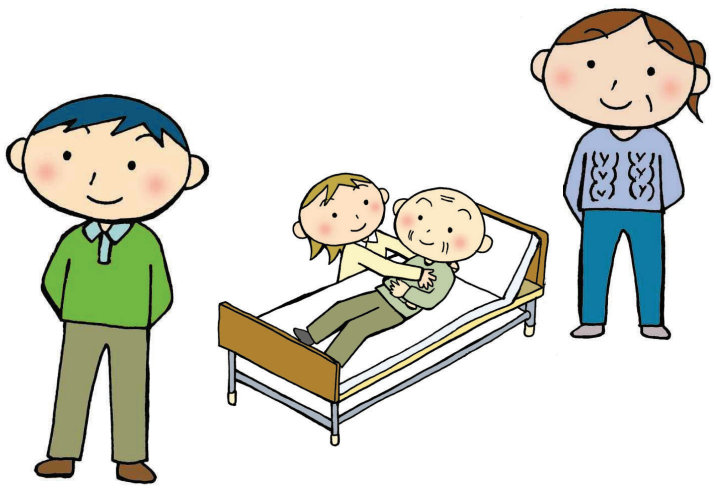
○　県では、平成21年度から、福祉・介護人材を安定的に確保するため、事業所などで働きながら介護福祉士の資格を取得する事業や職場体験事業、更に求職者と事業所のマッチングや介護の仕事の普及・啓発などに取り組むとともに、福祉介護職員の処遇改善を図る取組を進めています。

○　また、高知県社会福祉協議会が資格取得研修やケア技術の向上研修などを実施しており、引き続きこうした取組を行うことで、福祉専門職の育成と確保に取り組むことが必要です。

取組の方向

◎県内の福祉人材の育成と確保の役割を担う高知県社会福祉協議会に福祉研修センターを設置して、研修の体系化による福祉専門職の段階に応じた研修を実施し、専門性の向上による質の高い福祉サービスの提供と、福祉専門職の確保育成を進めます。

◎福祉・介護人材の安定的な確保のため、処遇改善や人材確保事業などに引き続き取り組み、多様な人材の参入を進めます。



イ　地域福祉の視点をもった専門職などの育成

現状及び課題

○　高齢者や障害者などが地域で安心して暮らし続けるためには、保健・医療・福祉・介護の専門職が連携して、地域や要援護者の情報を共有し、地域福祉の視点を持って連携して支援を行うことが重要です。

○　現在、高齢者や障害者など、要援護者や家族、住民活動などへの支援やサポートは、保健師や地域包括支援センター、ケアマネジャー[30]や医療関係者などが必要に応じて連携した支援を行っていますが、十分とは言えない状況にあります。

○　地域支援の活動は、地域にかかわる様々な専門職が地域に対する共通認識を持ち、役割分担と連携によって効率的な支援を行うことが重要です。

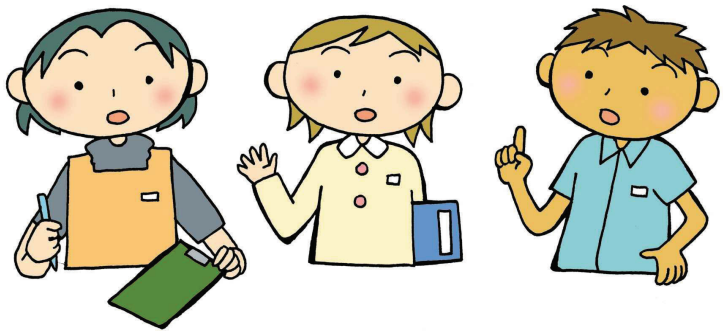
○　このため、専門職が共通認識を持って連携し、それぞれが役割分担して地域の課題解決や支援を行う取組が重要です。

○　また、地域の支え合いの仕組みづくりや地域包括支援ネットワークシステムを進める地域の担い手が必要です。

取組の方向

◎地域支援を行う保健師と地域包括支援センター、社会福祉協議会と、ケアマネジャーや医療関係者など、地域にかかわる様々な専門職が同じテーブルで、地域課題や地域資源の活用など、地域に対して共通認識を持つとともに、事例研究を行うことで方法論を学ぶ研修会を実施し、連携して地域支援を行う専門職（地域支援ワーカー[31]）の育成を進めます。

◎地域福祉の拠点で、地域の支え合いの仕組みづくりや地域包括支援ネットワークシステムを進めるため、地域福祉コーディネーターやスタッフの育成を進めます。



[30]ケアマネジャー：介護保険制度における「介護支援専門員」。

[31]地域支援ワーカー：高齢者や障害者などのニーズや地域の課題などに対応するため、当事者を中心とした支援のネットワークづくりや、地域課題などに住民が主体的に取り組むことを支援する専門職。（保健師、看護師、ケアマネジャー、地域福祉コーディネーター、社会福祉協議会職員、地域包括支援センター職員など）

ウ　地域福祉の担い手の育成とボランティア活動の普及

現状及び課題

○　少子高齢化がますます進む中で、地域の課題や様々なニーズに対応していくためには、公的なサービスの充実だけでなく、住民のマンパワーを活かした助け合いや支え合い活動などの地域福祉活動を推進することが重要です。

　県内でも、既に民生委員・児童委員やボランティアなどが独居高齢者への配食サービスや外出支援などを行っていますし、災害時のボランティア活動や環境保全活動なども行われています。

○　また、平成20年度の県民世論調査では、約５割の方が「地域のために役に立ちたい」と回答しています。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、民生委員・児童委員や住民の方々が地域福祉の担い手となるよう育成していくとともに、ボランティア活動の普及などにより、地域課題などの解決に向けた取組を進めることが必要です。

取組の方向

◎民生委員・児童委員、ボランティア・ＮＰＯ、事業者などをはじめ地域福祉の担い手を育成します。

◎地域との連携による福祉教育推進校でのボランティア学習や、ボランティア通信「手をつなごう」などの広報誌による情報の提供など、ボランティア活動の普及を進めます。



県の具体的施策

◎高知県社会福祉協議会が整備する福祉研修センターと、同センターが実施する以下の研修事業などを支援します。

・市町村の保健福祉担当、地域包括支援センターや社会福祉協議会の職員などと地域にかかわる多様な専門職が共通の視点を持って地域福祉を行うための研修（地域支援ワーカー[32]研修）を行うとともに、研修後には、そのネットワークづくりとして、地域支援をテーマとした事例検討会を行うなど、フォローアップの実施。

・地域福祉の拠点での地域の支え合いの仕組みづくりや地域包括支援ネットワークシステムを進める役割を担う地域福祉コーディネーターとスタッフの育成。

・地域福祉の担い手を育成する研修の実施。

・福祉研修センターのネットワーク機能を活かし、地域の福祉力の向上を目指した地域の連携体制づくりの推進。

◎福祉・介護人材の確保のため、求職者への求人情報の提供や人材を求めている事業所の支援として、就職説明会やふくし就職フェア、福祉人材のマッチング、労務管理や職員教育などへの相談対応、福祉に関する啓発や広報を行います。

◎福祉・介護人材の安定的な確保を進めるため、現在、国の基金事業を活用して実施している処遇改善や人材確保事業について、基金事業の延長などを国に働きかけます。

数値目標

具体的項目	現状 H22年度	目標 H27年度	担当課
地域福祉コーディネーター及びスタッフの育成（段階に応じた研修の実施）	—	年1回以上	地域福祉政策課
地域支援ワーカーの育成（育成ワーカー数）	—	300人	地域福祉政策課



[32]地域支援ワーカー：高齢者や障害者などのニーズや地域の課題などに対応するため、当事者を中心とした支援のネットワークづくりや、地域課題などに住民が主体的に取り組むことを支援する専門職。（保健師、看護師、ケアマネジャー、地域福祉コーディネーター、社会福祉協議会職員、地域包括支援センター職員など）

②民生委員･児童委員の活動しやすい環境づくり
ア　民生委員・児童委員の役割と活動の広報・啓発

現状及び課題

○　民生委員・児童委員は、住民に最も身近な相談相手であり、住民との信頼関係の中で市町村と連携した高齢者の見守りや災害時要援護者対策への取組などの地域福祉を推進する活動を行っています。また、民生委員・児童委員の中には、児童に関する活動を専門的に行う主任児童委員がいます。

○　児童虐待や高齢者の孤独死、悪質商法、自殺対策や防災対策など地域課題は複雑、多岐にわたっており、地域福祉活動の推進役として民生委員・児童委員に対する期待は大きくなっていますし、こうした地域課題への対応には、民生委員・児童委員の活動を県民や関係機関に広く知ってもらい、民生委員・児童委員が行政はもとより地域住民、ＮＰＯ、老人クラブ、関係機関と連携・協働して取り組むことが必要です。

○　しかしながら、民生委員・児童委員の活動の周知不足から、住民の方の理解や協力が十分に得られていない状況です。

○　県では、県民に広く民生委員・児童委員の活動を知ってもらうために、統一した活動ジャンパーを作成しました。また、県の広報番組で民生委員・児童委員活動の紹介を行うなど、広報・啓発を行っており、引き続きこうした取組を進めていくことが必要です。

○　また、民生委員・児童委員には、民生委員法で守秘義務が課せられており、地域のなかで支援を必要とする人の情報が、市町村から適切な方法で提供されることが必要です。

○　しかしながら、各市町村の個人情報の条例に基づく取扱いが異なることや、プライバシーの意識が高まるなかで、個人情報の取扱いが過度に慎重となっているところもあり、民生委員・児童委員に必要な情報が得られにくく、活動に支障が出ている状況もあります。

取組の方向

◎多くの県民が、民生委員・児童委員の活動に関心を持ち、活動への理解を深め、幅広い活動への協力が促進されるように広報・啓発活動などの取組を進めます。

◎民生委員・児童委員が地域福祉の拠点として活動を進めている「あったかふれあいセンター」の運営体制（運営委員会など）にかかわることで、それぞれの地域で活動している団体や事業者とのネットワークづくりを進めます。

◎民生委員・児童委員活動に、必要な個人情報が提供されるよう市町村などの関係機関と連携して取り組みます。

イ　研修や活動の充実

現状及び課題

○　人口減少や高齢化に伴って、新たな民生委員・児童委員の確保が難しくなっている地区がありますし、年齢や経験年数の違いなどから、地区ごとの民生委員・児童委員の活動に温度差があります。

○　県では毎年、地域の現状や課題を踏まえ、実践活動に活かしていくための研修計画を策定し、新任研修・中堅研修・会長研修の対象別研修と福祉保健所管内ごとに開催するブロック別研修を実施しています。

○　特に、一期目の民生委員・児童委員に対しては、これまで１回であった新任研修を、平成 22 年度から１年目、２年目、３年目と３回に研修を増やし、経験に応じた必要な知識や技術を習得する研修に取り組んでいます。

○　併せて、民生委員・児童委員の具体的な活動について、日々の見守り活動や相談への対応、住民への情報提供などを分かりやすく解説した活動ハンドブックを作成し、活動に活かしていただくよう取り組んでいます。

○　また、地域課題が複雑・多岐にわたっており、住民からの様々な相談に対応していくためには、相談対応研修や、社会的な課題に対する知識の習得など、スキルアップのための研修の充実により活動の充実・強化を図ることが必要です。

取組の方向

◎これまでの研修に加え、相談対応研修など内容の充実を図り、活動意欲の醸成と、資質の向上により活動の充実・強化を図ります。

◎自殺対策や認知症高齢者など、複雑化する地域のニーズに的確に対応するため、傾聴ボランティアや認知症キャラバンメイトなど、地域のニーズに個別に対応するより具体的な研修への参加を進め、スキルアップを図ります。

ウ　見守り協定事業者と民生委員児童委員協議会との協定による見守り活動の推進

現状及び課題

○　平成 19 年度に民生委員・児童委員制度が創設 90 周年を迎えたことを契機に、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができることを目指して、「高知県」と「高知県民生委員児童委員協議会連合会」、日ごろから地域住民の方々と接する機会の多い「民間事業者」との間で、「地域見守り協定」を締結し、地域の中で支援が必要と思われる世帯やこども、高齢者などの見守りのネットワークづくりを進めています。

○　これまでに協定を結んだ７事業者（次頁参照）は、日常の業務の範囲内で、地域住民の異変に気づいた場合、その地域を管轄する民生委員児童委員協議会に連絡し、早期に必要な対応をしており、例えば、倒れている方を早期に発見し、民生委員・児童委員との連携により救出につながった事例もあります。

○　また、市町村の民生委員児童委員協議会と地元の商店などが地域見守り協定を結んで見守り活動を行っている事例もあります。

○　県では、このような地域見守り協定の活動をＰＲするために、地域見守り活動のロゴマークを作成し、ロゴマークを使ったシールを配送車に貼付する取組や、事業者の協力員が缶バッジを着けるなど、協定事業者の活動のＰＲを行っています。また、民生委員・児童委員の着用する統一ジャンパーにロゴマークを使用して、協定事業者と民生委員・児童委員が連携した見守り活動の啓発を行っています。

○　民生委員・児童委員の活動は複雑・多岐にわたる中で、求められる役割や期待は大きくなっており、こうした民間事業者と連携した見守り活動を更に広げていくことが必要です。

事　業　者　名	協定締結年月日
高知新聞販売所　高新会・（株）高知新聞社	平成 19 年４月６日
（株）サンプラザ	平成 19 年８月 28 日
こうち生活協同組合	平成 19 年 10 月 19 日
高知ヤクルト販売（株）	平成 19 年 11 月 29 日
四国電力（株）高知支店・中村支店	平成 20 年 10 月８日
ＪＡグループ高知	平成 22 年１月 15 日
高知医療生活協同組合	平成 22 年 11 月 25 日



高知県における地域の見守り活動に関する協定ロゴマーク

取組の方向

◎協定事業者の拡大と、それぞれの地域での見守り協定の活動を支援し、地域での見守りのネットワークの輪を広げていくための取組を進めます。

◎地域見守り活動のロゴマークを活用し、見守り協定事業者と民生委員・児童委員による見守り活動の広報・啓発を進めます。

県の具体的施策

◎民生委員・児童委員の活動を広報し、県民への理解と周知を図ります。

◎市町村における個人情報の提供について、考え方や実施状況、参考事例などを取りまとめ、適切な取扱いが行われるよう取り組みます。

◎民生委員・児童委員の基本的な役割、具体的な活動内容、個人情報の適切な管理方法及び情報収集などについて、活動ハンドブックなどを活用して民生委員・児童委員への研修を行います。

◎新たな福祉制度や福祉サービスの情報、住民との相談活動で必要な相談援助技術の向上研修を実施するなど、研修内容の充実を図ります。

◎市町村などと地域の現状や課題などについて、情報を共有し、連携の強化や役割分担を行うための定期的な意見交換会を実施します。

◎市町村の民生委員児童委員協議会と地元事業者との見守り協定が、より地域に密着した見守り活動となるよう、見守りの実践例などの情報提供を行うとともに、民生委員・児童委員と地元事業者が連携を深める活動を支援します。

◎地域見守り活動のロゴマークを民生委員・児童委員や見守り協定締結事業者に活用してもらい、県民に活動をＰＲします。

数値目標

具体的項目	現状 H22年度	目標 H27年度	担当課
民生委員・児童委員と市町村との意見交換の実施（実施市町村数）	―	３４市町村	地域福祉政策課
民生委員・児童委員への研修の充実（段階に応じた研修の実施）	各対象者別研修（会長、中堅、新任）１回以上／年	各対象者別研修（会長、中堅、新任）１回以上／年	地域福祉政策課

③地域福祉活動を支える体制づくり
ア　市町村社会福祉協議会の活動の活性化

現状及び課題

○　市町村社会福祉協議会は、社会福祉事業者やボランティアグループなどの団体・組織及び地域住民の参加を得て、地域福祉を推進する中核団体として、ふれあいサロンや見守り活動、独居高齢者への配食サービス、ボランティア学習や社会福祉大会など、それぞれの地域の実情やニーズに応じた活動を展開しています。

○　また、地域課題が多様化する中で、住民のマンパワーを活かした支え合いの活動や、災害時の要援護者の支援活動など、地域福祉活動を積極的に推進していくため、平成２１年度から進めています「あったかふれあいセンター」を、平成２３年２月現在、２０の市町村社会福祉協議会が実施しています。

○　小規模な市町村社会福祉協議会も多い中で、地域福祉を推進する体制としては、事務局職員が１人という市町村社会福祉協議会もあり、組織体制の強化による活動の充実が課題です。

○　県では、高知県社会福祉協議会と連携して、平成２０年度から平成２１年度にかけて、日本福祉大学の協力を得て、９つの社会福祉協議会の事務局長を対象に地域福祉の理論と実践を学び、分析力やマネジメントを高める実践研修を行い、活動の強化を図ってきたところです。

○　住民が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができる地域づくりを進めていくためには、市町村社会福祉協議会の役割がますます重要になっており、地域福祉活動計画の策定と実践活動を通して活動の活性化を図ることが必要です。

取組の方向

◎市町村社会福祉協議会の理事会や評議会の果たす役割や、事務局職員の資質向上を図るなど、組織体制強化に向けた取組を促します。

◎地域福祉活動計画の策定と実践活動を通じた活動の活性化を図ります。

◎地域福祉の拠点の活動や地域支援ワーカー[33]の育成を通じて、活動の強化を図ります。

[33]地域支援ワーカー：高齢者や障害者などのニーズや地域の課題などに対応するため、当事者を中心とした支援のネットワークづくりや、地域課題などに住民が主体的に取り組むことを支援する専門職。（保健師、看護師、ケアマネジャー、地域福祉コーディネーター、社会福祉協議会職員、地域包括支援センター職員など）

◎市町村社会福祉協議会の運営体制を強化するとともに、職員に対する研修機会の提供を進めます。

県の具体的施策

◎地域福祉の中核団体である、市町村社会福祉協議会の活動の活性化を支援する、高知県社会福祉協議会の取組に対して、財政支援を行います。
◎市町村が策定する地域福祉計画と市町村社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画の一体的な策定（以下「地域福祉アクションプラン」という。）と実践活動を支援します。
◎市町村社会福祉協議会の活動強化を図るため、高知県社会福祉協議会の福祉研修センターが、社会福祉協議会の職員研修などについて、支援を行います。
◎高知県社会福祉協議会が実施する、市町村社会福祉協議会の体制強化に係る研修などの取組を支援します。

イ　高知県ボランティア・ＮＰＯセンターの機能強化

現状及び課題

○　「高知県ボランティア・ＮＰＯセンター」は、平成１３年４月に「高知県ボランティアセンター」と「高知県ＮＰＯセンター」を統合し、高知県社会福祉協議会が設置、運営しています。
○　高知県ボランティア･ＮＰＯセンターでは、ボランティアやＮＰＯに関する啓発や相談、情報提供をはじめ、福祉教育・ボランティア学習の推進、災害ボランティアセンターの体制づくり支援を行うなど、関係機関と連携し、ボランティア活動やＮＰＯ活動の普及に取り組んでいます。
○　ボランティア・ＮＰＯの情報発信や情報提供の取組として、活動をしたい人と参加してほしい団体などのマッチングや活動支援情報の提供を行うインターネットサイト[34]「ピッピネット」の運用を行っています。現在、このピッピネットには、６００近くの団体が登録され、随時、団体の追加や情報の更新を行っていますが、ピッピネットの認知度を高めることやボランティアのマッチング状況の把握が課題となっています。
○　また、南海地震に備え、平成２４年度までに全市町村において、自力で災害ボランティアセンターを立ち上げることができるように、市町村社会福祉協議会などに対して支援を行い、平成２２年度末までに２３市町村において災害ボランティアセンターの設置ができる体制が整備されています。

[34]インターネットサイト：インターネット上でサーバーからの情報提供などのサービスが行われる場所のこと。ウェブサイト。

取組の方向

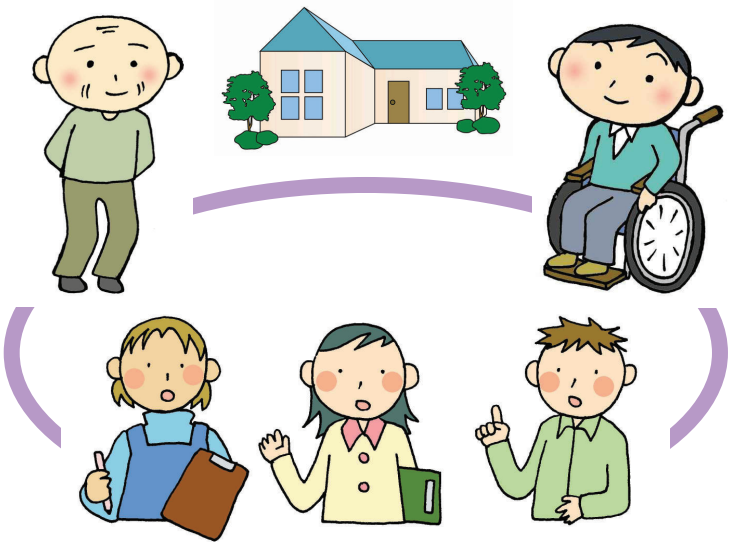
◎地域の福祉教育・ボランティア学習を推進します。
◎ボランティア活動の参加促進につなげるため、県民へのボランティアに関する情報の発信や周知・広報を充実させます。
◎ボランティアやＮＰＯの活動が、地域の実践活動につながる環境づくりを推進します。

県の具体的施策

◎ボランティア活動の促進を図るため、高知県社会福祉協議会が設置、運営する高知県ボランティア・ＮＰＯセンターの以下の取組を支援します。
・地域の福祉教育・ボランティア学習を推進する事業の実施。
・ピッピネット事業の実施とともに、そのマッチング状況の把握や検証、「ピッピネット活用セミナー」の開催。
・市町村社会福祉協議会におけるボランティアセンターの整備及びボランティアコーディネーターの育成支援。
・市町村社会福祉協議会における災害ボランティアセンター立上げのための体制づくりとセンター運営のための模擬訓練などの事業の実施。
◎県庁ホームページへの掲載などでピッピネットを周知するとともに、ボランティアフェスティバルの開催を県の広報誌「さんＳＵＮ高知」などに掲載し、効果的な広報を行います。

数値目標

具体的項目	現状 Ｈ２２年度	目標 Ｈ２７年度	担当課
災害ボランティアセンターの体制整備 （整備市町村数）	２３市町村	３４市町村	地域福祉政策課



ウ　社会福祉法人や企業などの民間団体の社会貢献

現状及び課題

○　近年、社会福祉法人や企業などの民間団体による社会貢献活動やボランティア活動への取組が注目されています。

○　社会貢献活動やボランティア活動には、社会福祉法人や企業などの民間団体が得意とする分野を活かして、自主的に行う活動や、社会福祉の活動などを行う団体に対して助成するなどの取組があります。

○　県内の具体的な取組としては、県と高知県民生委員児童委員協議会連合会と企業などの民間団体との３者による地域見守り協定を締結し、積極的に地域の安全安心の見守りのネットワークにかかわっていただいている企業があります。

○　また、地域福祉活動を支える体制づくりを進めるうえでは、社会福祉法人などの専門性を持った職員が、社会貢献活動やボランティア活動などで地域福祉の拠点や社会福祉協議会と一緒になって、地域福祉を支える担い手の育成や啓発活動にかかわっていただくことで、地域におけるマンパワーの向上が期待できます。

○　このように、社会福祉法人や企業などの民間団体が地域社会の一員として社会貢献活動を推進する取組が重要です。

取組の方向

◎地域見守り協定の協定事業者の拡大と、それぞれの地域での見守り協定の活動を支援し、地域での見守りのネットワークの輪を広げていくための取組を進めます。

◎また、社会福祉法人や企業などの民間団体が、地域社会の一員として、専門性や得意分野などを活かした社会貢献活動が促進されるよう取り組みます。

県の具体的施策

◎地域見守り活動のロゴマークを民生委員・児童委員や見守り協定締結事業者に活用してもらい、県民に活動をＰＲすることで、地域見守り協定の取組を推進します。

◎社会福祉法人や企業などの民間団体に対して、社会貢献として社会福祉協議会や地域福祉の拠点などの活動と協働し、介護や障害者の自立支援などを目的とした学習会への協力や、地域で支え合う実践活動などへの参加と協力を要請していきます。

（4） 利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上

①きめ細やかな相談支援の体制づくり

現状及び課題

○ 住民が、地域で安心して暮らしていくためには、家族や親族への相談だけでは解決できない悩みなどを気軽に相談できる場所や人が地域で必要です。

○ 支援計画の意見交換会では、「相談をするが、対応につながらない」「相談をつなげる人が必要」「独居高齢者が生活の中で相談できる人を確保して欲しい」「相談窓口がどこなのかが住民に知られていないのではないか」などの意見をいただきました。

○ 児童虐待や高齢者虐待、自殺対策などへの対応のほか、何か困ったことがあったときに、いつでも身近で気軽に相談でき、必要な支援につなげることができる体制の整備が必要になります。

○ 県では、民生委員・児童委員や住民、銀行や商店の方などに認知症サポーターやキャラバンメイト、傾聴ボランティア、こころのケアサポーターなどになっていただくための研修などを行い、住民が身近に相談できる体制づくりを進めています。

○ また、地域福祉の拠点が訪問、相談活動を強化するとともに、住民の第一次的な窓口として、住民の様々な相談に対応し、市町村につなぐ仕組みを進めて、住民からの相談に適切に対応していく必要があります。

取組の方向

◎地域福祉の拠点の相談機能の強化と市町村や専門機関などとの連携体制の仕組みづくりを進めます。

◎市町村の相談窓口の機能強化を進めます。

◎住民が身近に相談できる体制づくりを進めるため、認知症サポーターやキャラバンメイト、傾聴ボランティア、こころのケアサポーターなどの育成を更に進め、県民への理解と周知を図ります。

県の具体的施策

◎市町村の相談窓口の機能強化と専門性を高めるため、研修や先進事例の学習、専門家の助言・指導などの取組を進めます。

◎地域福祉の拠点の相談機能の強化について、職員による支援を行います。

◎住民の身近な相談相手となる民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを進めるとともに、講座などを通して認知症サポーターやキャラバンメイト、傾聴ボランティア、こころのケアサポーターなどを育成します。また、そうした取組を広報することで、県民への理解と周知に努めます。

②適切な福祉サービスへの利用促進のための仕組みづくり

現状及び課題

（福祉サービス第三者評価事業）

○　福祉サービス第三者評価事業は、平成18年度から実施され、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結び付けるとともに、利用者の適切なサービス選択につながることを目的としています。

○　しかし、実際に福祉サービスが必要になった場合に、どこの事業者のサービスが良いのか分からないなど、利用者にとって欲しい情報が不足しており、利用者の適切なサービス選択につながっていないのが現状です。

○　社会福祉事業の経営者は、自らその提供するサービスの評価を行うこと、そのほかの措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける人の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないとされていますが、福祉サービス第三者評価を受審した施設は７施設となっており、社会福祉施設の積極的な受審が求められています。

○　福祉サービスの質の向上と利用者の適切なサービス選択のために、公正・中立な第三者評価機関が、専門的・客観的立場から評価を行い、サービスの質の向上を図ることが必要であり、利用者が適正な福祉サービスの選択ができるよう、広く県民に評価結果を公表することが重要です。

福祉サービス第三者評価事業とは

■社会福祉法人などが提供する福祉サービスの質を、当事者（事業者及び利用者）以外の、公正・中立な第三者評価機関が、専門的・客観的立場から評価を行うことによりサービスの質の向上を目指すものです。
■評価結果を公表し、利用者（県民）が適正な福祉サービスの選択ができるようにします。

（日常生活自立支援事業）

○　高知県社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業は、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、お金の管理に困っている方などが、利用契約に基づき福祉サービスの利用申込みや契約代行、また、福祉サービスの利用料金の支払代行などを行う事業です。

○　高齢者の増加などに伴い、年度別の新規契約件数は増加しており、平成１９年度は７０件、平成２０年度は９４件、平成２１年度は１３２件となっています。また、実利用者件数についても、平成１９年度は４２２件、平成２０年度は４６６件、平成２１年度は５４２件と増加傾向となっています。

○　日常生活自立支援事業の実施体制は、南国市から東洋町までを管内とする安芸駐在に２名、土佐市から四万十町、嶺北地域までを管内とする須崎駐在に３名配置するとともに、高知市を管内とする高知市社会福祉協議会と幡多ブロックを管内とする四万十市社会福祉協議会へ委託し、対応を行っているところです。

○　契約件数の増加に伴い、実施体制の充実が求められてきています。現行の実施体制では利用者との距離が遠く、身近な支援体制を築きにくい状況にあります。
○　また、契約時には判断能力があっても、その後、判断能力が低下したため、日常生活自立支援事業で支えきれない利用者や、身内や知人による経済的虐待が見られるケースが存在します。こういった場合、問題を解決するためには成年後見制度[35]への移行を必要としますが、後見人の申立てをする身寄りがいないことや、費用がないため成年後見制度につながらないケースがあります。
○　こうした場合には、市町村長による後見開始申立てや市町村社会福祉協議会などによる法人成年後見事業により対応することが重要です。

日常生活自立支援とは

■認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などのうち判断応力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助などを行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援する事業です。

（高知県運営適正化委員会）
○　高知県運営適正化委員会への福祉サービス利用者からの苦情受付件数は平成 19 年度は 15 件、平成 20 年度は 16 件、平成 21 年度は 15 件と横ばいになっており、苦情内容は、職員の接遇と説明・情報提供への苦情が最も多く、次に被害・損害の苦情が多くなっています。
○　福祉サービスへの苦情相談者の中には、福祉サービス提供事業所に対しての強制力や指導を求める方もいることから、指導権を持つ行政機関との連携が重要となります。
○　また、社会福祉施設には、利用者の権利が守られているかをチェックし、利用者の不満や苦情を受け付け、その解決を図る「苦情解決第三者委員」の設置が義務付けされていますが、苦情を解決していくうえで、第三者委員を交えた話合いの場がほとんどない場合もあります。利用者並びに事業所への第三者委員の活動の理解や資質向上への取組を推進していく必要があります。

運営適正化委員会とは

■福祉サービスの利用者が事業者と対等な関係でサービスを利用できるよう、利用者が苦情の申し出をしやすい環境を整えるとともに、当事者間で解決が困難な福祉サービス苦情を適切に解決する公正・中立な第三者機関です。

[35]成年後見制度：判断力が衰えたり、認知症高齢者、知的障害者など自分自身の権利を守ることが十分でない人の財産管理や身上監護を支援する制度。

取組の方向

（福祉サービス第三者評価事業）

◎利用者の適切なサービス選択のために、福祉サービス第三者評価事業の各福祉施設への制度周知を行い、受審を促進することで、福祉サービスの質を高めます。

（日常生活自立支援事業）

◎広報などによるニーズの発掘とともに、現行の実施体制から市町村社会福祉協議会への移管を検討するなど、住民の方にとって身近な支援体制の構築を目指します。

◎市町村が行う成年後見制度利用支援事業の取組を推進します。

◎成年後見制度の後見人の担い手として、市町村社会福祉協議会の法人後見の取組を推進します。

（高知県運営適正化委員会）

◎社会福祉施設などにおける苦情解決体制や苦情処理に係る取組などについて行政機関と情報共有し、監査などで指導する仕組みづくりを進めます。

◎社会福祉施設などの第三者委員の資質向上と苦情解決技術の向上を図ります。

県の具体的施策

◎福祉サービス第三者評価事業の福祉施設への制度周知と受審促進を行います。

◎高知県社会福祉協議会の日常生活自立支援事業について、財政的支援を行うとともに、その事業の広報を行います。

◎認知症高齢者や一人暮らし高齢者の成年後見制度の利用を促進するため、市町村の申立ての活用が進むよう、市町村と協議を進めます。

◎高知県社会福祉協議会などと連携して、成年後見制度の後見人の受皿として市町村社会福祉協議会が担えるよう協議を進めます。

◎福祉サービス利用者から寄せられる苦情情報を共有することで、県が行う社会福祉施設などへの指導監査に活かし、福祉サービスの適切な利用や提供を確保するために、運営適正化委員会及び高知県国民健康保険団体連合会と意見交換を行います。

◎運営適正化委員会が実施する社会福祉施設などの第三者委員の資質向上、苦情解決技術を向上するための研修などについて、財政的支援を行います。



③セーフティネット[36]機能の充実と強化

現状及び課題

（生活福祉資金貸付制度）

○　生活福祉資金貸付制度は、高知県社会福祉協議会を実施主体として、低所得者、障害者、高齢者世帯などに対して、必要な資金の貸付と援助指導を行うことで、経済的自立や生活意欲の助長、在宅福祉や社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした制度です。

○　現下の厳しい雇用情勢の中、セーフティネット施策の一つである生活福祉資金貸付事業が更に活用しやすく、低所得者、高齢者、障害者などに対して、より効果的な支援を実施できるよう、平成 21 年に国において制度の抜本的な見直しを行い、資金の種類の統合・再編を行うとともに、貸付利子の引下げや条件によっては無利子にするなどの改正が行われました。

○　県においても、制度改正とともに国が行った緊急経済対策で、貸付原資の増資や制度改正以降の不能欠損補填積立金の増額を行い、事業実施主体である高知県社会福祉協議会に助成を行うことにより資金貸付体制を強化し、借受人にとって借りやすい基盤づくりを行いました。

○　更に、平成 21 年 10 月からは、制度改正などへの対応も含め、生活福祉資金の相談支援体制の強化を図っています。特に、高知県社会福祉協議会や高知市社会福祉協議会の人員を増員して貸付などの相談に対応しています。

○　生活福祉資金貸付件数は、平成 19 年度は 71 件、平成 20 年度は 67 件でしたが、平成 21 年度には 491 件と大幅に貸付件数が増加してきている状況です。

○　今後とも、生活に困窮する方が利用しやすいよう、制度の周知を図っていくことが重要です。

（生活保護制度）

○　生活保護は、様々な事情で生活に困り、自分の持っている資産や能力などを活用し、更には扶養義務者などからの援助、他の法律による給付を優先して活用したうえでも、なお、生活に困窮する方に対して、その程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立を助ける制度です。

○　生活保護の状況については、次表のとおり全国的に増加傾向にあります。本県においても生活保護受給者は平成 10 年度に比べると約 1.6 倍増加し2万人となり、人口千人当たりの保護率（平成 22 年 10 月現在）は、26.2‰と全国平均の約 1.7 倍となっています。

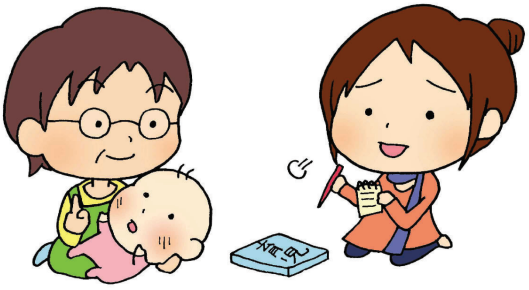
[36]セーフティネット：「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。

○　本県の保護率が高い理由は、稼働年齢層の県外流出、１人当たりの県民所得が低い、有効求人倍率が低い、高齢化率が高いといったことがあげられます。
○　特に、最近では厳しい雇用情勢の影響により稼動年齢層の方の受給者が増加しています。このため、就労に向けた自立支援などの取組が必要となっています。
○　また、生活保護世帯の４分の１は生活保護世帯で育ったというデータがあり、その原因の一つとして親の経済力格差がこどもの学力格差に結び付いているという平成 20 年度の全国学力テストの結果報告があります。本県においても高等学校進学率を比較した場合、県全体が 98%であるのに対し生活保護世帯は約 85%であり、10 ポイント以上の格差が生じています。このように貧困が世代間で引き継がれていくという「貧困の連鎖」を防止する取組が求められています。

		平成 10 年度平均（指数）	平成 22 年 10 月（指数）
全国	生活保護受給者	946,993 人（100.0）	1,964,208 人（207.4）
	保護率	7.6‰（100.0）	15.4‰（202.6）
高知県	生活保護受給者	12,276 人（100.0）	20,047 人（163.3）
	保護率	15.1‰（100.0）	26.2‰（173.5）

取組の方向

◎生活福祉資金貸付制度や生活保護などを適切に実施し、社会福祉協議会や民生委員・児童委員による活動はもとより、福祉事務所、ハローワークなどの関係機関が連携を密にして、支援の必要な方が適切に利用できるよう制度の周知を図ります。
◎年末年越対策など、関係機関との連携した相談支援の取組を進めます。
◎生活保護受給者が早期に自立できるように就労支援員を設置し、個々の状態に合った自立支援プログラムを作成して支援します。
◎貧困の連鎖を防止するために、子育て支援専門員を設置し、こどものいる家庭への支援を行います。



県の具体的施策

（生活福祉資金貸付制度）

◎国が行う施策・補助金などの情報を把握し、高知県社会福祉協議会の資金貸付体制を強化するための財政的支援を行います。

◎高知県社会福祉協議会において、適正な貸付、遅滞のない返済に向けた償還指導を含めた健全な資金貸付体制を構築します。

◎高知県社会福祉協議会が行う市町村社会福祉協議会などの相談窓口を充実する事業に対して、財政的支援を行います。

（生活保護制度）

◎生活に困っている方の情報が、市町村の窓口につながるよう、民生委員・児童委員や地域の関係機関などとの連携・連絡体制の強化を図ります。

・県福祉保健所及び市福祉事務所に就労支援員を配置し、就労支援の充実・強化を行います。
・福祉保健所などにおいて無料職業紹介所の届出を行い、新たな職場を開拓します。
・就労経験がない又は少ない方のために、社会体験を積み、勤労意欲を助長させるための職場適応訓練事業を実施します。
・貧困の連鎖を防止するために、子育て支援専門員を増員し、日常的な生活習慣を確立するための支援、引きこもりや不登校のこどもに対する支援、高等学校進学への支援などを行います。

